

千歳市新学校給食センター整備運営事業

入札説明書等に関する質問への回答

令和8年5月12日

千 歳 市

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1	3	第2	2	(2)		イ	食器の導入	現在貴市にて想定されている食器・カトラリーの種類をご教示ください。	要求水準書 第3-3-(5)-④(p.62-63)を参照ください。
2	3	第2	2	(2)		ア	整備の方向性	米飯については、保温性の高い食缶に入れて学校へ配送と記載があります。炊飯業者業者からセンターへ納品された米飯を食缶等に入替え各配送校へ配送する記載内容と思いますが、具体的に説明をお願いします。 ①炊飯業者がどのような容器でセンターへ②炊飯業者から移し替えた容器の処理③炊飯業者からのセンター納品時間	令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.29を参照ください。
3	5	第2	3	(4)	⑤		配送業者参加要件	P13の「給食配送・食器等回収業務を実施する協力企業」の参加資格要件について「P11の(6)運營業務を行うもの」の条件を満たす企業であれば問題ないという認識でしょうか、教えてください。	入札説明書 第3-2-(6)-①及び第3-3の要件を満たしていれば問題ありません。
4	6	第2	9				事業方式	PFIと言いながらも資金調達が必要となるスキームのようですが、SPCを設立する以上、設立経費や運営経費(SPC管理、総務、税務会計など)は一定程度発生するため、VFMを圧縮することが懸念されます。DBO方式(SPC不要)にすることも想定されるなか、市としてあえてPFI(SPC設置あり)とされ、SPCに期待する役割があれば教えてください。	本市としては、SPCを設立していただくことで、責任の所在、リスク帰属を明確にできる、事業期間全体を通じた事業管理がしやすくなる、契約締結・協議事項等の相手方を一本化できると考えています。
5	7	第2	14				光熱水費の負担	配送車両の燃料費単価についても、昨今先行きが見通せない状況であり、事業者としてはコントロールできない事象です。つきましては、配送車両の燃料費についても、貴市の費用負担とするか、実費精算とさせていただくことは可能でしょうか。	不可とします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
6	7	第2	15				地元経済の発展への貢献	「本市は、業務の遂行において、市内に本店、支店又は営業所を有する者の登用を期待している」とありますが、入札参加グループに加わるか、下請け企業として加わるかのいずれかで、提案審査において配点上の差は生じない理解でよろしいでしょうか。	評価に係る部分は回答できません。落札者決定基準を参照ください。
7	9	第3	1		①		入札参加者の構成等	「構成企業」と「協力企業」は、SPCへの出資有無により分けられる理解でよろしいでしょうか（出資有⇒「構成企業」、出資無⇒「協力企業」）。その他の区分要件がございましたらご教示ください。	お見込みのとおりです。
8	9	第3	1		③		SPCの設立時期	特別目的会社（SPC）を仮事業契約締結時までに設立する旨の記載がございますが、P15「事業者募集等のスケジュール」より「落札者の決定」から「仮事業契約の締結」までの期間が1か月ほどとお見受けいたします。コンソーシアム内でのSPC設立に係る調整等を鑑み、仮事業契約締結時期を後ろ倒しにする等スケジュールを再検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、具体的な日程については、落札者と協議します。
9	9	第3	2				業務実施企業の参加資格要件	FAやSPCの経営管理を担う企業は、千歳市競争入札参加資格名簿の登録以外に特段の要件がないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	12	第3	2	(2)	④		施工実績	平成28年4月以前に着工し、平成28年4月以降に完成した実績でもよろしいでしょうか	不可とします。
11	12	第3	2	(2)	④		施工実績	改修工事でも延床面積が2000m ² 以上の公共施設であれば実績として考えてもよろしいでしょうか	新築若しくは改築に相当すると判断できれば実績として認めます。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
12	13	第3	6				入札参加者及び協力企業の変更	「構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする」とありますが、時期については、参加資格確認後から事業契約締結日まで、追加及び変更可能との理解でよろしいでしょうか。	時期については特段限定するものではありませんが、本市は、やむを得ない事由がある場合を除き、原則、認める想定はありません。
13	13	第3	4				特別目的会社(SPC)の設立等	「SPCの株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。」とありますが、法令等に反しない範囲で、本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して担保権を設定する場合は、貴市は、合理的な理由なく書面による承認を留保・拒絶・遅延されることはない、という理解でよろしいでしょうか？	事業契約約款(案)第79条から第81条を参照ください。
14	13	第3	4				特別目的会社(SPC)の設立等	SPCの機関設計として取締役会を設置するかどうかは事業者の提案としても宜しいでしょうか。	令和8年1月30日に公表した「実施方針に関する質問への回答」No.39を参照ください。
15	13	第3	7		⑤		入札参加資格	千歳市に営業所等が無く、市税の納税証明書がない場合は国税の納税証明書のみで大丈夫でしょうか。	本市への納税義務者(特別徴収義務者として本市へ納入する義務がある事業者を含む)でなければお見込みのとおりです。
16	13	第4	7		⑤		必要書類	必要書類の中に「千歳市税の納税証明書」と記載がございますが、貴市内に拠点を構えていない業者の場合、「法人所在地の地方税納税証明書(その3の3)」の提出で問題ございませんでしょうか。	No.15を参照ください。
17	17	第5	2	(3)	③			入札説明書等に関する質問回答が5月中旬に公表されることとされていますが、参加表明書、資格審査書類に関連する質問は、4月下旬までに公表いただけないでしょうか。書類準備やグループ内の回覧押印に時間がかかることが想定されます。	原案のとおりとします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
18	17	第5	2	(4)	③			入札説明書等に関する個別対話について、リモート(事業者が準備することを前提に)で参加することをお認めいただけないでしょうか。また、お認めいただける場合、10名以上の参加も可(対面は10名)としていただけないでしょうか。	前段:リモート参加は可としますが、本市との対話者は原則、現地参加者としてください。また、リモート参加に必要な機器等は全て事業者にて準備してください。 後段:リモート参加者を含める場合は、10名以上の参加(現地は10名まで)を可とします。なお、「様式4-1 個別対話参加申込書」にリモート参加者も含めて全員記載し、リモート参加者は氏名欄の氏名の末尾に「(リモート参加)」と記載してください。
19	19	第5	2	(6)	③		入札及び提案に係わる書類の受付	提出方法については記載はありますが、提出部数をご教授願います。	様式集(入札書類審査)の「1(2)提出部数等」を参照ください。
20	20	第5	3	(5)			著作権	「～著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるとき、その他本市が必要と認める場合には、本市は全部又は一部を無償で使用できるものとする」とありますが、使用にあたっては、事前に入札参加者の承諾を得るものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	25	第7	3				業務の委託	「事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、(中略)業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。」とありますが、SPCと委託又は請負の契約を締結した代表企業、構成企業及び協力企業からの下請けや孫請けに関しても事前に貴市の承諾が必要となるのでしょうか。	事業契約約款(案)第11条第6項、第20条第3項、第21条第6項、第44条第6項を参照ください。
22	25	第7	3				業務の委託	代表企業、構成企業及び協力企業以外の者は…全部又は一部を委託又は請け負わせる事は出来ないと記載があります。下請け企業についても同様と考えればよいのでしょうか。	No.21を参照ください。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
23	25	第7	4		①		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	設計及び建設工事監理業務に係るサービス対 価は、竣工時に貴市より一括で支払われると いうことで、本件は維持管理・運営期間中の施設 整備費相当の割賦払いはなく、事業者で資金 調達の実現性は、という理解でよろしいで しょうか。念のため確認させてください。	お見込みのとおりです。
24	25	第7	4		②		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	除雪に関して変動費前提とされていますが、月 額固定で業者委託する方法を検討しています。 つきましては、除雪に関しては固定費・変動費 いずれとするかは事業者提案としていただけ ないでしょうか。	事業者提案とすることを可とします。なおこの場 合、想定外の積雪等により除雪に係る費用が 事業者の提案する固定費を超えた場合であ っても、本市は超過分の除雪に係る費用を負担し ません。 また、固定費として提案する場合、事業者提案 書上は、様式I-2の「除雪変動費の時間単価」を 「0円/時」とし、様式I-3の「外構等維持管理業 務」欄に「10cm 超の場合の構内除雪業務費」の 内訳を明示してください。
25	25	第7	4		③		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	運営費の算定にあたり、提供食数を8000食、 200日とし前提条件を統一することですが、 運営期間を通じて上記条件で算定すれば宜し いでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	25	第7	4		③		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	維持管理・運営費については四半期毎の支払 いとなっておりますが、維持管理・運営期間を通 じて平準化した金額とするか否かは事業者提案 にゆだねるという理解で宜しいでしょうか。	様式I-2の備考に記載のとおり、第1回並びに最 終回の支払いを除き、毎四半期ごとの支払いが 同額となるよう、平準化した金額を記入してく ださい。なお、除雪変動費についても四半期ご とに平準化してください。
27	25	第7	4		③		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	修繕費について、維持管理期間を通じて平準化 して請求する場合と、修繕を実施した都度、請 求する場合がございますが、本件はどちらにす るかは事業者提案にゆだねるという理解で宜し いでしょうか。	様式I-2の備考に記載のとおり、第1回並びに最 終回の支払いを除き、毎四半期ごとの支払いが 同額となるよう、平準化した金額を記入してく ださい。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
28	25	第7	4		③		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	開業準備費については初年度に支払う、とのことですが、初年度とは「令和11年8月～令和12年3月」かと思われます。一方で、様式A-4(別表4)をみると、「第1回:本施設の引渡日～令和11年9月分」とありますので、開業準備費は第1回目に一括で支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	25	第7	4		②		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	食数変動費の算出のために四半期ごとの提供食数をご教示いただけますでしょうか。	No.26を参照ください。
30	25	第7	4		②		資金計画・事業 収支計画に関する 条件	除雪変動費の算出のために四半期ごとの業務時間をご教示いただけますでしょうか。	No.26を参照ください。
31	25	第7	4		③			入札条件を統一するため提供食数を8,000食/日とすることになっております。他方、様式集B-5より食物アレルギー対応食として1日あたり最大100食を前提とされています。8,000食/日のなかに食物アレルギー対応食100食/日が含まれている、との理解でよいでしょうか。	8,000食/日のなかに食物アレルギー対応食100食/日が含まれることについては、お見込みのとおりです。
32	25	第7	5				本市の費用負担	開業準備期間中における光熱水費についても、市負担という理解で宜しいでしょうか。	令和8年1月30日に公表した「実施方針に関する質問への回答」No.9を参照ください。
33	26	第7	10	(2)			予想されるリスクと責任分担	「本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり」とありますが、事業契約書(案)にリスク分担の記述が無いように思います。リスク分担表をご提示いただけますでしょうか。	リスク分担を含め、入札説明書等は実施方針を踏まえて作成しています。事業契約書(案)にリスク分担を示していますので、別途作成・公表はいたしません。
34	27	第8	1	(1)				第一文にて「…基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、基本協定書・事業契約において条文等の趣旨確認のため確認書を取り交わすことは可能でしょうか。	落札者決定後において基本協定書(案)、事業契約書(案)の本市と事業者との協議を想定しており、協議内容に応じて検討します。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
35	27	第8	2	(3)			事業契約の概要	「事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。」とありますが、貴市及び事業者双方の利益を著しく害し、事業の適正な履行に支障を来す重大な誤記・不整合等が判明した場合においては、貴市・事業者の協議により修正していただけるのでしょうか。	判明した内容に応じて、本市と事業者の協議のうえ判断します。
36	27	第8					契約に関する事項	「直接協定書」は発生しない理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
37	28	第8	5				事業者の事業契約上の地位	「入札参加者等が保有するSPCの株式会社については、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができないものとする。」とありますが、法令等に反しない範囲で、本事業のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して担保権を設定する場合は、貴市は、合理的な理由なく書面による承認を留保・拒絶・遅延されることはない、という理解でよろしいのでしょうか？	No.13を参照ください。
38	28	第8	5				事業者の事業契約上の地位	SPCの金融機関借入において、市が事業者を支払うサービスの対価に担保設定(債権譲渡・地位譲渡(予約を含む))を希望する場合は事前に市の承諾が必要の理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
39	28	第8	5				事業者の事業契約上の地位	SPCの金融機関借入において、SPC株式に担保設定(質権)を希望する場合は事前に市の承諾が必要の理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
40	29	第9	1	(1)	②		入札参加資格審査に関する提出書類	会社概要書に関し、会社案内(パンフレット)の提出で問題ないでしょうか。	問題ありません。
41	29	第9	1	(1)	②		入札参加資格審査に関する提出書類	市税に滞納がない証明書に関し、弊社は千歳市に納税義務がありませんが、納税証明書がないことの申告書(自由様式)の提出は必要でしょうか。	NO.15を参照ください。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
1	○			5	第1	3		③ ④				事業の対象範囲	残渣処理業務について確認です。残渣処理業者について現業者を引き続き使用する事となりますか。またその場合は、市からの紹介はございますか	残渣処理業者との契約を含めて本事業の事業範囲に含まれます。
2	○			6	第1	3	(4)					セルフモニタリング	合否判定可能な評価基準の粒度・項目数について本市の考えをご教示ください。	本市としては、要求水準書に示すとおりです。
3	○			8	第1	5						遵守すべき法制度等	事業期間中の法令・基準改正により追加業務・設備更新が発生した場合の費用負担の考え方をご教示ください。	事業契約約款(案)第71条、第72条を参照ください。
4	○			16	第1	6	(3)					提供食数と調理能力	2献立(保育所・小学校1献立、中学校・高等支援1献立)とありますが、保育所と小学校は1つの品に関して野菜の切り方・調味(味付け)など一緒になりますが、問題ございませんでしょうか。	切り方・調味は一緒に問題ありませんが、保育所の量については小学校低学年(1、2年生)と同一としています。
5	○			16	第1	6	(3)					提供食数と調理能力	食物アレルギーの対応品目は2品目(乳卵)とし、とありますが開業後に対応品目の増加はないということでしょうか。	令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.274を参照ください。
6	○			18	第1	6	(7)					直送品の発注について	米飯・パン・牛乳以外の直送品(デザート等)の提供頻度をご教示ください。	献立の組み合わせなどを考慮して提供するため、具体的な提供回数の想定はありません。なお、直送品等の発注業務の頻度については、令和8年2月20日公表の「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.216を参照ください。
7	○			18	第1	6	(8)					米飯に係る留意事項	米飯については、保温性の高い食缶に入れて学校へ配送と記載があります。炊飯業者業者からセンターへ納品された米飯を食缶等に入替え各配送校へ配送する記載内容と思いますが、具体的に説明をお願いします。 ①炊飯業者がどのような容器でセンターへ②炊飯業者から移し替えた容器の処理③炊飯業者からのセンター納品時間	令和8年2月20日公表の要求水準書(案)に関する質問への回答No.29を参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
8	○			20	第2	1	(1)	②	イ		e	一般エリア	市職員事務室と検収室との間に前室を通らずに直接行き来できる扉を設けることとありますが、市職員事務室から扉を設ける場所は検収室以外の諸室(午前・汚染作業区域)でもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
9	○			20	第2	1	(1)	②	ア		j	調理エリア	「検収作業や配缶等の各工程において、適切な時間管理等を行えるよう、見やすい位置に電波時計を設置すること。」とありますが、鉄骨造や鉄筋コンクリート造の場合、電波受信できないケースがありますので、事業者の考えとしてよろしいでしょうか。	検収作業や配缶等の各工程において適切な時間管理等を行えることを前提として、時計の仕様については事業者の提案によるものとします。
10	○			20	第2	2		②			g	ごみについて	現在の学校給食センターのごみの回収の頻度を教えて下さい。(可燃・それ以外 週〇回)	可燃ごみ(雑誌・紙類含む)、不燃ごみ、資源ごみ(びん・缶・ペットボトル)は営業日毎日、段ボールは週1回、金属類は年1回の回収となっています。
11	○			21	第2	1		④				仕上計画	建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)とありますが、令和7年改定版が公表されております。誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。「建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和7年改定)」に修正します。
12	○			23	第2	1	(2)	①			c	地域性・景観性	「建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること」とありますが、p.59第3・3(2)bに「建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと」とありますので、合理的に要求される範囲を超える対応は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書を満たすものであれば、事業者の提案とします。
13	○			31	第2	1	(5)	③			b	電力	工事期間4ヵ月程度で供給可能になると記載ありますが、事業契約締結後4ヶ月との認識でよろしいでしょうか？	当該記載の意図としては、事業者から一般送配電事業者への電気使用開始の申込後、調整期間も含めて概ね4ヵ月程度で供給可能ということを意図しています。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
14	○			33	第2	2	(1)	①				荷受室	c 前日納品された野菜を保管する冷蔵庫を設置することとありますが、野菜の種類によって適切な保管温度帯というものがありますので、冷蔵の温度帯のみにとられず、前日納品される野菜に合わせた温度帯で保管するという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	○			33	第2	2	(1)	①				荷受室	荷受室には前日納品された野菜を保管とありますが、荷受け後そのまま(段ボールや業者容器)の状態での保管でしょうか。移し替え後の保管でしょうか。	移し替え後の保管を想定しています。
16	○			34	第2	2	(1)	①				野菜類下処理室	生食野菜類の提供頻度について想定献立に搭乗する程度の提供回数を想定されていますでしょうか。提供頻度が決まっていたら教えてください。	生食野菜類の具体的な提供回数の想定はなく、献立の組み合わせなどを考慮して提供する想定です(概ね月1~2回程度)。また、通常の給食とは別に、バイキング給食等の特別給食でも提供します。
17	○			35	第2	2	(1)	①				洗浄室、器具洗浄室	「運搬用カート等洗浄コーナーを設けること。なお、必要に応じて、運搬用カートの溝など細部の汚れを除去するためのエアダスターを設置すること。」と記載がありますが、洗浄コーナー付近に清掃用の水栓を計画し、水洗いにて運搬用カートの溝など細部の汚れを十分に除去できる場合には、エアダスターの設置の有無は事業者の提案に委ねていただけるとの認識でよろしいでしょうか。	他の諸室のエアダスターを衛生的かつ効率的に使用することができる場合は可とします。
18	○			35	第2	2	(1)	①				油庫	「b 油の納品・回収~なおタンクローリー又は1斗缶により納品~」とありますが、1斗缶での納品の場合、荷受場所および保管想定場所はありませんでしょうか。ご教示ください	事業者の提案とします。
19	○			35	第2	2	(1)	①				油庫	「b 油の納品・回収~なおタンクローリー又は1斗缶により納品~」とありますが、入札にあたってタンクローリーおよび1斗缶両方の納品形体を満たすとの認識でよろしいでしょうか。	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.91を参照ください。
20	○			36	第2	2	(1)	①				汚染作業区域 器具洗浄室	要求水準書(案)に関する質問への回答No.94において、a器具洗浄室は、野菜類用と肉・魚・卵類用の区分について「兼用も可とする」とのご回答について再度確認させて下さい。汚染作業区域の器具洗浄室は1室にまとめて良いという認識でよろしいでしょうか。	食材加工室の中に汚染度の高い肉・魚・卵類用の予洗いできる洗浄スペースを設ける場合は、お見込みのとおりです。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
21	○			36	第2	2	(1)	①				冷蔵庫 冷凍庫	豆腐及びこんにゃく等専用冷蔵庫(室)を準備する上で該当食材の納品形態としては、豆腐が1箱8kg、40丁程度で納品され、こんにゃくとしらたきは水込みの10kg袋で納品されるということですが、納品後の汚染区での作業(洗浄・切裁)上処理での作業を教えてください。	ケースの入れ替え及び水切りを想定しています。
22	○			37	第2	2	(1)	①				食材加工室	空調等により加熱前後で部屋温度を管理、機器の配置等で食材の交差汚染を防止することが出来れば、野菜類上処理室と同様に、食材加工室と揚げ物・焼き物・蒸し物調理室の間に壁を設けず隣接して配置することは可能でしょうか。	食材加工室は非汚染区域としていますが、加工作業は汚染区域での作業に近い内容となるため、加工後に一時保管するための冷蔵庫の配置により、交差汚染を防止するなど、壁の配置とはいかないまでも相当程度遮断できる環境としてください。
23	○			38	第2	2	(1)	①				揚げ物・焼き物・蒸し物調理室	「dソース・たれ等の調理を行うための釜を備えること」とありますが、「添付資料6 新学校給食センターの想定献立」によりますと「釜(タレ)」の記載のあるメニューは、小中の2献立で同じ日での重複はないため、「ソース・タレ等の調理を行うための釜」は1献立分に対応できればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	○			39	第2	2	(1)	①				非汚染作業区域 器具洗浄室	要求水準書(案)に関する質問への回答No.94において、「食材加工室の中に汚染度の高い肉・魚・卵類用の予洗いできる洗浄スペースを設けてください」というご回答について、食材加工室の器具洗浄は諸室ではなく、洗浄コーナーでも良いという認識でよろしいでしょうか。	器具洗浄室は野菜類用と肉・魚・卵類用に区分して設置することを前提としていますが、兼用とする場合にあっては、お見込みのとおりです。
25	○			40	第2	2	(1)	②			a	事業者事務室	市職員事務室と隣接との記載がございますが、安全性、衛生管理、セキュリティの観点から優位性があれば近接配置でも可とすることを提案に委ねただけませんか。	令和8年2月20日公表の「実施方針等に関する個別対話結果」No29を参照ください。
26	○			40 42	第2	2	(1)	②				一般エリア 事業者事務室 市職員事務室	事業者事務室と市職員事務室は、利便性を高めるため、諸室として区切らない設計と考えることも可として頂けますでしょうか。	不可とします。
27	○			44	第2	2	(1)	①				事務員・来客者区域	貴市の想定されている見学者の最大の人数を教えてください。	2学級(最大80人程度)を想定してください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
28	○			44		2	(1)	②			e	大会議室	会議室からは少なくとも煮炊き調理室及び野菜類上処理室が見学できるようにすること。なお、大会議室以外の場所で見学できる通路(1学級分が十分に見学できるスペースを含む)として設ける提案も可、とありますが、具体的な見学内容の想定などはありますでしょうか。	煮炊き調理室及び野菜類上処理室等の調理作業等の見学を想定しています。
29	○			46		2	(1)	②			e	駐車場	バスの駐車スペースは、来客用の駐車スペースを利用できるよう駐車スペースを工夫すること。」とありますが、来客用駐車スペースとバス駐車スペースを兼用するという理解でよろしいでしょうか。またバスの台数は最大2台とのことですが、2台分のバス駐車スペースを敷地内に必要ということによろしいでしょうか。	前段：事業者の提案とします。 後段：お見込みのとおりです。
30	○			47	第2	2	(1)	①				外構	P31に記載のある水道局水道サービス課と確認調整出来た場合は、雨水抑制施設は不要ではないでしょうか？	各種法令・基準等に適合した計画としてください。
31	○			50	第2	2	(2)	③	ア		a	調理釜	「同じ食材の下茹で」の場合は同じ釜の複数回使用も可とのことですが、同一献立で使用する食材の下茹で(同一献立内の異なる食材の下茹で)も同様に、同じ釜の複数回使用が可能という認識でよろしいでしょうか。	お湯を入れ替えての複数回使用は可とします。
32	○			51	第2	2	(2)	③	イ		b	連続式焼物器	「b過熱水蒸気調理が可能な機器」とは、一般的な蒸気の温度帯(100℃)以上で蒸気を用いた調理ができる機器という理解でよろしいでしょうか。	過熱水蒸気を用いて調理できる機器です。
33	○			54	第2	3	(1)				c	業務の対象範囲	「事業者は業務に必要となる現況測量、地盤調査、電波障害調査等を事業者の責任で行い、関係法令を遵守して業務を遂行するものとする。」とありますが、 ・測量は現況測量であり境界確定測量は含まないことによろしいでしょうか。 ・電波障害調査は建物高さが10メートルを超えない中高層建築物に該当しない場合は不要と考えてよろしいでしょうか。 ・敷地北側に堆積されている土砂等は、測量開始時に撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 中段：調査については関連法令を遵守したうえで、事業者の提案とします。 後段：敷地北側に堆積している土砂等は、令和9年10月末頃までに撤去予定です。具体的な時期は事業開始後に本市と事業者で協議し、決定します。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
34	○			60	第3	3	(3)	②			a	近隣調査・準備調査等	周辺家屋影響調査については、敷地境界からどの程度の距離を想定しているのか、ご教示願います。	工事の規模や地域の状況等に応じた適切な調査範囲について、事業者の提案に基づき、本市と協議のうえ決定します。
35	○			60	第3	3	(3)	②			a	近隣調査・準備調査等	事業予定地において、土壌汚染および地中障害物はないものと考えてよろしいでしょうか。	令和8年1月30日公表の「実施方針に関する質問への回答」No.73を参照ください。
36	○			60	第3	3	(3)	②			a	近隣調査・準備調査等	事業予定地において、土壌汚染および地中障害物が発見された場合、対策にかかる費用は、千歳市様負担との理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染や地中障害物が事業実施段階で新たに発見された場合の取扱いについては、事業契約書に基づき、市と事業者の協議により対応を決定するものとします。
37	○			60	第3	3	(3)	②			a	近隣調査・準備調査等	事業予定地において、土壌汚染および地中障害物が発見された場合、業務期間延長について協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染や地中障害物が事業実施段階で新たに発見された場合の取扱いについては、事業契約書に基づき、市と事業者の協議により対応を決定するものとします。
38	○			68	第4	1	(3)					維持管理業務に係る仕様書	維持管理業務仕様書は事業者提案を基に市と協議のうえ決定するとされていますが、確定時期は事業契約締結前・後のいずれを想定されていますか。	事業契約締結後となります。要求水準書 第4-1-(3)(p.68)及び事業契約約款(案)第43条第2項を参照ください。
39	○			68	第4	1	(4)					維持管理業務計画書	本市の承認が得られない場合、当該期間の業務実施および対価支払いはどのように扱われますか。	具体的な事象により判断となりますが、要求サービス水準が達成されないものとしてペナルティ対象事象となることが想定されます。なお、要求水準書及び事業者が提出した提案書が十分に満たされた内容であれば、本市が承認しないことは想定していません。
40	○			69	第4	1	(5)					業務報告書	契約期間中に報告様式・頻度が追加される可能性をご教示ください。	要求水準書及び事業契約約款で規定している内容以上は現時点では想定していません。なお、報告書の提出様式は事業契約締結後に事業者の提案を踏まえて本市と協議のうえ、決定する想定です。
41	○			69	第4	1	(7)					業務遂行上の留意事項	業務遂行上の留意事項 故障等の緊急時における応急対応費用について、本市負担となる範囲および金額基準をご教示ください。	発生した当該事象の帰責者が負担することを想定していますが、具体的には本市と事業者にて協議とします。
42	○			69	第4	1	(7)					業務遂行上の留意事項	事業者負担とされる消耗品に、清掃用手袋、マスク、洗浄用薬剤等は含まれる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
43	○			72	第4	2	(1)					日常(巡視)保守点検	日常点検に求められる点検頻度・記録内容の最低水準について、本市の想定をご教示ください。	要求水準書に示した性能を満たすよう事業者にて提案してください。
44	○			72	第4	2	(3)					クレーム対応	第三者(配送校・近隣等)からのクレームについて、建築起因か運用起因か不明な場合の一次対応責任をご教示ください。	事業者にて判断のうえ、対応してください。
45	○			73	第4	3	(2)					定期保守点検業務	法定点検と、本市が求める任意点検の範囲をご教示ください。	法令を遵守した点検は必須とし、それ以外の点検は要求水準書に示した性能を満たすよう事業者にて提案してください。
46	○			74	第4	3	(3)					故障・クレーム対応	突発的な設備・厨房機器故障に対し、「即日対応」「当日復旧」等の時間的・要求水準があればご教示ください。	発生した当該事象の内容によるものとなりますが、学校給食の提供に支障がないように対応ください。
47	○			74	第4	4	(1)					什器・備品管理	什器・備品の更新時期は事業者判断と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、事業開始後に具体的に更新する際は本市と協議のうえ、決定します。
48	○			74	第4	4	(2)					什器・備品等台帳	台帳に記載すべき項目(取得価格・耐用年数・更新履歴等)の最低要件をご教示ください。	取得年月日、品名、メーカー、品質・規格、数量、単価等を想定していますが、詳細は事業開始後に事業者の提案を踏まえて協議します。
49	○			75	第4	6	(3)					除草業務	除草対象範囲は舗装部・法面・緑地全てを含む理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	○			75	第4	6	(4)				f	構内除雪業務	積雪が10cmを超える場合に除雪を行うとされていますが、積雪量の判定基準(観測地点・時点)をご教示ください。また、実働回数精算とする場合の算定方法および待機費用の扱いについても併せてご教示ください。	前段: 令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)に関する質問見への回答」No.188を参照ください。 後段: 除雪変動費の算定方法は事業契約約款(案)第60条及び別紙5-2-①を参照ください。積雪が10cmを超えるかの判断が困難な場合についても前段と同様にNo.188を参照ください。なお、事業者の判断にて実施するため、待機費用は想定していません。
51	○			77	第4	7	(1)					環境衛生業務	施設衛生検査の頻度および検査費用の負担区分をご教示ください。	関係官公署の立ち入り検査は法令に基づき実施されます。検査の費用は検査主体が負担しますが、改善命令等を受けた時の改善に必要な費用は事業者の負担となります。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
52	○			77	第5	7						環境衛生・清掃業務	「環境衛生・清掃業務については、配送校配膳室を業務範囲に含むとする。配送校配膳室の清掃は「第5 7 配膳業務」を参照とすること」と記載がありますが、「第5 7 配膳業務」には78項7(3)防虫・防鼠業務に関する記載がないため、配送校配膳室の防虫・防鼠業務は本事業対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	配送校配膳室の防虫・防鼠業務は事業対象外ですが、配膳室を常に衛生的に保つよう管理を行い、異常を発見した場合は速やかに本市へ報告してください。
53	○			78	第4	7	(3)					防虫・防鼠業務	防虫・防鼠について「完全排除」等の成果責任を求められるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	○			78	第4	7	(4)					廃棄物管理業務	分別方法や回収ルール変更時の追加対応は、本市負担の理解でよろしいでしょうか。	変更内容を踏まえて、本市と事業者にて協議します。
55	○			79	第4	8	(2)					防火・防災業務	防災訓練の実施頻度および事業者が参加・準備すべき範囲をご教示ください。	年1回程度を想定しています。実施主体は本市ですが、具体的な実施内容の提案及び当日の運営を含めて本事業の業務範囲とします。
56	○			80	第4	9						修繕業務	30年超の長期修繕計画作成義務における作成時期、精度および費用負担をご教示ください。	30年を超える長期修繕計画の作成は本事業の事業範囲外です。
57	○			80	第4	9						修繕業務	修繕完了後に提出が必要な書類(図面更新、写真等)の範囲をご教示ください。	要求水準書 第4-9-d(p.80)に記載の内容及び当該箇所の修繕前後の写真を整理ください。
58	○			80	第4	9						修繕業務	建築物、建築設備、厨房機器に係る「大規模修繕」は本市が直接実施するとされていますが、経常修繕・計画修繕との具体的な区分基準をご教示ください。また、厨房機器の部品更新や制御部更新等の部分的な更新は大規模修繕に含まれますか。	前段: 要求水準書 第1-3-(3)-③(p.5)を参照ください。 後段: 含まれません。
59	○			83	第5	1	(6)					業務報告書	「事業者は、運営業務に係る業務報告書(月報、四半期報及び年報)を作成し、必要に応じて～」とありますが、p101に記載の「給食配送車運行月報は、当月の業務終了後、速やかに本市に提出すること。」とあります。給食配送車運行月報はp.83の月報とは異なり、提出日についても業務報告書(月報・四半期報)とは異なる認識でしょうか。差し支えなければ、業務報告書と同日の提出とさせていただけないでしょうか。	業務報告書の報告内容に含めることとして、業務報告書の提出時期にあわせて提出することは可能です。詳細は、事業開始後に本市と事業者で協議し、決定します。
60	○			83	第5	1	(8)					業務実施体制	将来的な業務量増大時の人員増員は協議可能でしょうか。	協議可能です。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
61	○			84	第5	1	(8)	②				配置する業務従事者の概要	調理責任者の業務内容に「・給食調理業務及びこれらに付随する業務(業務従事者の健康管理及び衛生検査等を含む。)(以下「給食調理業務等」という。)に関する業務を指導・管理する。」とあります。業務従事者というのは調理員・配送員・配膳員全て含めているのでしょうか？調理責任者が配送員や配膳員の健康管理を実施しなければならないのでしょうか。	ここでいう業務従事者は給食調理業務及びこれらに付随する業務に限ります。なお、要求水準書 第5-1-(8)-③に記載の業務従事者は運營業務に係る全ての人員となります。
62	○			84	第5	1	(8)	2				業務実施体制	調理責任者の資格等が750食以上の実務経験となっていますが、入札参加資格審査の様式集では運營業務を行う者の参加資格等要件(様式2-7)において第4項目文中の括弧書きも踏まえると4000食以上の実務経験と解釈できます。要求水準及び様式2-7の記載内容の整合性について確認したい。	入札参加資格のうち、運營業務を行う者に求めているのは運營業務を実施する企業の要件であり、調理責任者に求めている資格等は実際に従事する企業の正規社員に求める要件です。
63	○			85	第5	1	(8)					配置する業務従事者の概要	検収責任者は、責任者の何れかの者が兼任でよろしいでしょうか。	不可とします。
64	○			86	第5	1		②				配置する業務従事者の概要	ボイラー運転管理者について、ボイラー規模に応じて必要な資格を有する者と記載があります。設置するボイラー規模に応じた資格と捉えれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	○			88	第5	1	(10)	2			d	緊急時(急病・災害等)の対応	災害時協定を締結する意向はございますでしょうか？	事業者の提案を踏まえて、事業開始後に本市と事業者で協議のうえ決定します。
66	○			90	第5	2	(1)				g	開所式支援	事業者の業務として「開所式支援」を実施することとなっていますが、事業者は、会場設営費等の費用は見込まないでよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	○			90	第5	2	(2)				e	開業準備計画	DVD・パンフレット改訂が必要な状況は具体的にどのような状況か、貴市の想定される事例をご教示ください。	情報が古くなったことにより刷新する必要が生じたときなどを想定しています。
68	○			91	第5	3	(1)				a	食数調整業務	「各配送校から受領する翌月分の発注書」の作成、および事業者への受け渡しはどのような順序・方法で行われますでしょうか。また、発注書の作成が事業者側の業務である場合、各校の予定食数はどのように事業者へ伝達されますでしょうか。	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.239、No.240(前段)を参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
69	○			91	第5	3	(1)				a	食数調整業務	直送品の発注について、事業者が市の確認の前に発注業務にかかわる場合、万が一発注数と喫食数に大きなずれが生じた際の責任の所在について、明確に記載がないように見受けられます。業務の手順としてどのタイミングで事業者が関係するのか不明の為、リスク分担等で本リスクについてお示しください。	要求水準書 第5-3-(2)-a(p.91)を参照ください。直送品等の発注を行う前に本市の確認を得る必要があります。
70	○			91	第5	3	(1)				b	食数調整業務	学校別の「全体・欠食・試食会状況」を作成し、とあるが、情報の入手方法は紙の直接受理、FAXおよび電話の組み合わせにより行われ、行事予定や学級閉鎖の急な連絡対応は、原則として実施日の3日前(土日祝日含まず)の12時までが期限として行われるようですが、学級閉鎖や臨時休校などの緊急時において、市が前日に給食実施数の変更を指示する場合があります、とあります。この緊急時の指示は学校からではなく市事務室からご指示があるという理解でよろしいでしょうか。	学級閉鎖、臨時休校等による緊急時の対応は、学校から事業者又は本市が連絡を受けた後、速やかに事業者と本市が情報共有し、その時点で、当日の調理や学校への配送停止が間に合う場合は止めるという対応を想定しています。
71	○			91	第5	3	(1)				b	食数調整業務	学級閉鎖や臨時休校などの緊急時において、市が前日に給食実施数の変更を指示する場合があります、とあります。期限後に事業者から納入業者へ発注しても業者が受けてくれない、キャンセルが間に合わず、給食センターに納品される食材が余った場合や足りない場合には、市側で翌日以降の献立等をご調整いただける、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	○			91	第5	3	(1)				b	食数調整業務	学校別の「全体・欠食・試食会状況」を作成にあたり、情報の入手方法は紙の直接受理、FAXおよび電話の組み合わせにより行われるとのことですが、市、給食センターおよび各学校間の情報共有ツールは存在しますでしょうか。存在する場合、事業者が無償で使用することは可能でしょうか。	現状では、各学校から給食センターへ毎月の発注書の受領は紙媒体により行っており、発注書受領後の変更連絡はFAXにより行っています。本市教育委員会と各学校間の情報共有ツールはありませんが、給食の発注事務に使用はできません。
73	○			91	第5	3	(1)				c	食数調整業務	「給食提供日の3日前以降は食数は原則変更しないものとする」とございますが、直送品の発注・変更期限も提供日の3日前までとの理解でよろしいでしょうか。また、貴市から事業者への食数変更の伝達方法に関してもご教示ください。	前段：令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.249を参照ください。 後段：要求水準書 第5-3-(1)-a及びcを参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
74	○			91	第5	3	(2)				a	直送品等の発注業務	直送品の発注を行う記載があります。具体的に直送品の種類を、ご教授下さい。 ①品名 ②発注期日(何日前に発注)	①要求水準書 第1-6-(7)(p.18)を参照ください。 ②令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問及び意見への回答」No.216を参照ください。
75	○			91	第5	3	(2)					直送品責任分界	直送品等の発注業務 直送品の欠品・品質不良時の対応責任分界をご教示ください。	品質不良の場合、発注までの経緯や納入から配膳までの経過等を確認した上で判断することになります。
76	○			91	第5	3						食数調整業務	急な食数変更(学級閉鎖・学校行事等)時の対応責任と費用負担をご教示ください。	No.71を参照ください。なお、急な食数変更があった場合においても食材及び直送品の納入業者への支払いは本市にて負担します。
77	○			92	第5	4	(1)					食材検収業務	検収後に品質不良が判明した場合の責任の所在をご教示ください。	適切な検収と保管が行われていることを前提とした場合、基本的には納入業者の責任になるものと考えています。
78	○			93	第5	4	(1)	②				食材等の納品目安	当日納品される各食材の納品時間帯をご教示ください。	詳細は事業開始後に納入業者と調整のうえ、事業者に伝えます。
79	○			93	第5			②			a	直送品納品	各配膳校及び給食センターに納品される直送品の納品時間の目安をご教示ください。また、配膳員の就業時間の都合上、直送品の受取対応が不可である場合の対応方法に関しご教示ください。	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.254(前段)を参照ください。
80	○			94	第5	1		③			d	市職員検便検査	貴市職員様の検便検査費用は事業者負担となりますでしょうか。	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.218を参照ください。
81	○			94	第5	4	(1)					食材検収業務	設備故障等により調理不能となった場合の対応、代替措置および責任分界をご教示ください。	発生した事象に応じて本市と事業者で協議しますが、給食提供に支障がないよう迅速な対応を求めます。
82	○			94		5	(1)				b	直送品等について	本施設に入荷される、小規模校用の直送品は、業者から納品された容器のままコンテナに積載するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、コンテナ積載計画を行うために、品目(ごはん、麺、パン、ゼリーなどのデザートなど)ごとの容器サイズをお示しください。	ごはん、麺、パンは納入業者から納品された容器のまま(2つの容器を1つにまとめる場合も有り)コンテナに積載しています。容器サイズは令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.359を参照ください。デザート類は保冷剤と共に食缶(サイズは和え物用食缶と同程度のもの)に入れ替えてコンテナに積載する想定です。
83	○			94	第5	5						給食調理業務	調理責任者・従事者に求める資格・経験年数の最低要件をご教示ください。	要求水準書 第5-1-(8)-②(p.83~)を参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
84	○			95	第5	5	(4)					異物混入防止	異物混入事故時の報告・補償・対外対応の責任分界をご教示ください。	異物混入が発生した経緯等を確認した上で判断することになります。
85	○			97	第5	5	(11)	①			c	食物アレルギー対応食調理	「将来、原因食品を変更する場合は、事業者との協議により決定することを想定している。」とありますが、アレルゲンの拡大の可能性と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
86	○			97	第5	5	(11)	①			f	食物アレルギー対応食調理	除去食材がないメニューについては通常食を配膳するとありますが、除去した対応食を配膳する場合にのみ専用食器専用トレイを配送するということでしょうか。また配送方法、回収方法はどのようになりますでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：要求水準書 第5-5-(11)-②(p.98)を参照ください。
87	○			99	第5	5	(12)	②			a	特別給食について	セレクトバイキングについて、令和6年度の実施回数を掲載いただいておりますが18回という回数から大きな変動はないでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	○			99	第5	5	(12)	②			a	セレクト・バイキング・リザーブ給食について	実施時には調理員5人が必要とのことでしたが、配膳員とは別という認識でしょうか教えてください。また事業者側より派遣する調理員5名の業務内容をご教示ください。	前段：お見込みのとおりです。 後段：要求水準書 第5-5-(12)-③-b(p.99)を参照ください。
89	○			99	第5	5		③				特別給食の提供	P98に記載のある、特別給食対象の記載がありますが、特別給食提供は、同日に複数の学校へ提供することはないと考えれば宜しいでしょうか。(例：A小学校6年とB中学校3年とC中学校3年)	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問及び意見への回答」No.283を参照ください。
90	○			100	第5	5	(14)				f	保存食業務	学級に1本を提供するドレッシング、ソース等の保存食採取はどのように行っておりますでしょうか？	学級規模等に応じてボトル又は1人分のパック(個包装)で提供しており、同品目のソース等でボトルは保存食とせず、1人分のパックを保存食とします。
91	○			101	第5	6	(1)				i	給食配送・食器等回収業務	現在の給食センターから学校までの各車、配送スケジュールについてご教授をお願い致します。	提示はいたしません。
92	○			101	第5	6	(1)				K	給食配送・食器等回収業務	現在の給食センターから学校までの各車、配送・回収経路についてご教授をお願い致します。	No.91を参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
101	○			105	第5	7	(1)				a	配膳員について	事業者は、配膳員を各校適切な人数を配置し、配送校における配膳業務を行うこと。」とありますが、各学校における配膳員の配置は「適切な人数」かつ「現行2名～4名」とされています。事業者は落札後に学校との協議の結果、事業者の提案する衛生管理・動線計画に基づき、各学校の合意を得た上で配膳方法を決定できるという理解でよろしいでしょうか。その際、要求水準の範囲を逸脱しない限りにおいて、事業者の提案する人員配置に基づいた運用が尊重されるか、貴市の見解をお示ください。	お見込みのとおりです。
102	○			105	第5	7	(1)				a	配膳員について	事業者は配膳員を各校適切な人数を配置と記載があります。各配送校の児童生徒及び教職員人数(エレベータ有無等)によって配置人数が異なると考えますが、各学校ごとの配膳員配置人数を具体的にお示し頂けますでしょうか。また、配置時間帯についてもご教授願います。	現在の各学校の配置人員及び勤務時間は令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問及び意見への回答No.290(前段)を参照ください。これ以上の内容は提示しません。事業者にて各校適切な人員を提案ください。
103	○			105	第5	7	(1)				a	配膳員について	「事業者は、配膳員を各校適切な人数を配置し、配送校における配膳業務を行うこと」とございますが、現在各学校にいらっしゃる配膳員の人数についてご掲示ください。	No.102を参照ください。
104	○			105	第5	7	(1)				a	配膳員について	事業者は、配膳員を各校適切な人数を配置し、とありますが現在の配置人数を教えてください。	No.102を参照ください。
105				105	第5	7	(1)				d	配膳員について	「配膳員は、業務中、清潔な配膳衣(白衣・ズボン)、帽子、使い捨てマスクを着用すること。」とありますが、配送対象校の中には配膳室に洗濯機がない学校があります。配膳員の白衣は、配膳員の自宅で洗濯してもよろしいでしょうか。	学校の洗濯機は主に布巾などの洗濯に使用しており、配膳衣の洗濯には使用していません。配膳衣を自宅で洗濯の場合は他の物と一緒に洗わないなど、日々清潔な配膳衣が着用できるように事業者において適切に指示・管理してください。
106	○			105	第5	7	(2)				n	配膳業務	アレルギー対応食については、市が作成するマニュアルに沿って、施設と学校間の受け渡しを確実にすること。とあるが、マニュアルとは千歳市教育委員会発行の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」でしょうか？	今後、本市にて作成を予定しているマニュアルとなります。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
107	○			106	第5	7	(2)	①			f	配膳業務準備	直送品の数量、状況等を確認しとの記載があります。 各配送校への直送品の納品時間帯をご教授願います。	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.254を参照ください。
108	○			106	第5	7	(2)	①			k	配膳業務	「小荷物昇降機及びエレベーターの設置のない配送校については学校と協議し、実施方法を決定すること。」とありますが、現在、小荷物昇降機及びエレベーターの設置のない配送校の現在の配膳方法として、1階の配膳室まで児童・生徒が食缶などを取りに来ている対象校がありましたらご教示お願い致します。あるいは、小荷物昇降機及びエレベーターの設置のない配送校は、児童・生徒が1階の配膳室まで取りに来る想定でもよろしいでしょうか。	小荷物昇降機及びエレベーターの設置のない配送校は、児童生徒や教職員が1階まで取りに来ています。また、日の出小学校の前面校舎についても小荷物昇降機がないため同様です。
109	○			106	第5	7	(2)				k	配膳業務	小荷物昇降機やEVで運搬した配膳者を入りする「学校指定場所」は施錠ができる部屋との理解でよろしいでしょうか。	基本的には施錠できるような室内ではなく、廊下等の空きスペースとなります。
110	○			106	第5	7	(2)	②			c	配膳業務	北進小中学校については、他校に比して著しく業務負荷が高いことが予想されます。配膳員が全員分の盛り付けを行う際のモデル的な作業フロー(何名の配膳員で、何分以内に盛り付ける想定か)および「教職員が配膳作業を補助する範囲について、現在市が想定している内容があればお示しください。	北進小中学校は特別支援学級のための学校で児童生徒数が多くないため、他校と比較して著しく業務負荷が高いという状況にはありません。
111	○			106	第5	7	(2)	②			c	配膳業務	要求水準書(案)に関する質問への回答No.290では「現在、配膳員の配置数については、学校規模に応じ、2名～4名の配置とし、勤務時間は9時～14時である」とご回答頂きました。北進小中学校については、全喫食者の盛り付けを配膳員が行うという他校にない高い負荷が設定されていますが、北進小中学校における現状の配膳員配置人数と勤務時間をご教示ください。	No.110を参照ください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
112	○			106	第5	7	(2)				a	配膳業務	各配送校において、小荷物昇降機により各階に移送したのちの配膳員の業務内容をご教示ください。 学校職員様への受け渡し、児童・生徒への直接の受け渡し対応、各教室までの配膳車運搬作業等はございますでしょうか。	要求水準書 第5-7-(2)-②(p.107)を参照ください。
113	○			107	第5	7	(2)	①			n	アレルギー食の配膳	アレルギー対応食の受け渡しに関し、現状の各学校配膳員から学校職員の方への受け渡し方法、および新施設で想定されている受け渡し方法をご教示ください。 (各階配膳室へクラス担任の先生が受け取りに来る/各学級まで配膳員が運搬する等)	現状ではアレルギー対応食を提供していないため、本事業開始後の施設での受け渡し方法等については事業開始後の調整とします。
114	○			107	第5	7	(2)	①			n	配膳業務	「アレルギー対応食については、本市と連携し、本市が作成するマニュアル等に沿って、本施設と学校間の受け渡しを確実にを行うこと。」とございますが、想定される受け渡しについてご教示ください。(配膳員→貴市教諭→児童生徒または配膳員→児童生徒等)	No.113を参照ください。
115	○			107	第5	7	(2)	②			b	教職員給食	各校における教職員給食の配膳完了時間(配膳員による盛り付けが完了する時間)をご教示ください。	学校ごとに人数規模や配膳作業スペースが異なるため、「添付資料3 配送校及び配膳員配置校一覧」の給食開始時間に間に合うよう、各学校と協議の上、対応してください。
116	○			107	第5	7	(2)	②			b	配膳業務	職員室については、教職員の盛り付けまでを配膳員が行うこと。とありますが、要求水準書(案)に関する質問への回答No.311では「学校ごとに人数規模や配膳作業スペースが異なり、各学校で効率の良い方法で行っております。詳細につきましては、学校と協議の上ご対応お願いいたします。」とあります。各学校におけるモデル的な作業フロー(何名の配膳員で、何分以内に盛り付ける想定か)及び教職員が配膳作業を補助する範囲について、現在市が想定している内容があればお示しください。	モデル的な作業フローや教職員が配膳作業を補助する範囲の想定はないため、教職員数を目安に盛り付けに要する時間を考慮の上、着実に配膳業務が実施できるよう適切な人数を配置してください。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
117	○			107	第5	7	(2)	②			b	配膳業務	職員室については、教職員の盛り付けまでを配膳員が行うこと。とありますが、負荷が高い学校は北進小中学校のみという認識です。教職員の盛り付けにかかる人数や作業時間や負荷が多い学校が北進小中学校にあれば作業フロー(何名の配膳員で、何分以内に盛り付ける想定か)をお示しください。	北進小中学校についてはNo.110を参照ください。 児童生徒数及び教職員数の多い学校は配膳業務に時間を要するため、着実に配膳業務が実施できるよう適切な人数を配置してください。
118	○			107	第5	7	(2)	②			d	北進小中学校配膳	北進小中学校における盛付作業は、各教室で「添付資料③給食開始時間」に間に合うよう盛付を行う想定でしょうか。 ランチルームでの喫食、配膳室内での盛り付けなど、他配送校と異なる運用方法があればご教示ください。	現状では配膳室内で盛り付けを行っていますが、詳細の運用方法は本事業開始後の調整とします。
119	○			108	第5	7	(2)	②			c	配膳業務	牛乳パックのリサイクル開始に伴い、配膳室内に新たに必要となる什器・備品の調達、およびそれに伴う水道光熱費等の増加分については、維持管理業務4(1)の区分に基づき、貴市の負担において整備されるとの理解でよろしいでしょうか。	牛乳パックのリサイクル開始に伴う新たな什器の調達は想定しておりません。ただし、追加で消耗品が必要となる場合は事業者負担とし、備品は必要に応じて本市と調整することとします。 なお、光熱水費は学校の負担となります。
120	○			108	第5	7	(2)	③			c	配膳業務	牛乳パックのリサイクルについては、児童生徒が行う業務など柔軟な協議が行われることによって当初想定していた配膳員の勤務時間内(原則14時まで)に作業が収まるのが前提という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	○			108	第5	7	(2)	③			c	片づけ	牛乳は、各学級でゴミ袋にまとめた牛乳パックを配膳室で集約しとの記載があります。牛乳の飲み残しについては、各クラス毎に児童生徒が処理するとの理解で宜しいでしょうか	お見込みのとおりです。
122	○			108	第5	7	(2)	④				その他	配膳室について確認いたします。 配膳室の修理・修繕については、市の負担との理解で宜しいですか	原則、お見込みのとおりです。当該修理・修繕が、配送・回収業務や配膳業務等において事業者に起因するものである場合は事業者にて負担いただきます。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
123	○			108	第5	7		④			h	その他	学級閉鎖等で当日届いた牛乳を保管する可能性があるとのことですが、何日後まで保管した牛乳を提供の想定でしょうか。また、学級閉鎖によって通常の飲み残しとは違う扱いになる場合は、市側から指示があるのでしょうか教えてください。	前段：牛乳は賞味期限を確認のうえ、対応を検討します。 後段：令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問及び意見への回答」No.243を参照ください。
124	○			110	第5	8	(8)				c	残渣等の再生利用	本施設敷地内で肥料化等の処理を行わないこととされていますが、再生利用のための一時保管(冷蔵・密閉容器等)の条件や保管期間の制限について、市として想定されている基準があればご教示ください。	具体的な想定はありません。
125	○			111	第5	9	(1)				c	献立作成支援	「事業者は、本市の求めに応じて、総括責任者等の学校給食関係会議への出席に協力すること。」とございますが、学校給食関係会議とは献立作成支援に関する会議という理解でよろしいでしょうか。また、実施頻度を教えてください。あわせて、現在実施している日常的な会議や定期的な会議名称及び内容・参加者についてご教示ください。	年1回実施している各学校の給食発注及び給食指導担当者への説明会を想定しています。また、現在は、連絡事項や課題を協議する定例会(月1回、市職員・栄養教諭・調理責任者等)や翌月の献立についての打合せ(月1回、栄養教諭・調理責任者等)を定期的実施しています。
126	○			111	第5	9	(1)				d	献立作成支援	だしの中の「とりがら」「豚骨」の納品形態、非汚染区域の煮炊き釜までの工程を教えてください。	納品形態は、冷凍の加工品とし、汚染区域で適当なサイズに分け、不織布(だしパッキ的な形状)に入れた上で生肉用の専用容器に入れ、非汚染区域まで運びます。
127	○			111	第5	9	(2)				c	食育啓発活動の支援	Instagramの【公式】千歳市学校給食センターは貴市が運営されているのでしょうか？	お見込みのとおりです。
128	○			112	第5	9	(1)				d	献立作成支援	献立作成支援内に災害時の給食(救給カレー)の記載があります。災害時用の備蓄品については、事業者提案として考えれば宜しいでしょうか	災害時の備蓄品は本市で調達する想定ですが、事業者からの提案も可能です。 なお、当該表中の記載内容の取扱いは令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問及び意見への回答」No.322を参照ください。
129	○			113	第5	9	(5)					試食会支援	年間の試食会実施回数、及び配膳員により対応を行う詳細業務をご教示ください	直近の実績では、試食会の申込件数は年間で約150件あり、うち5名以上の試食会は約40回です。配膳員は学校指定場所で試食会用の食器・食缶等の受け渡しを行います。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
130	○			113	第5	9	(5)					試食会の実施支援	特例的に給食の提供を行う場合も試食会として実施すると記載があります。この内容の試食会については、通常の給食配送時間帯に食缶等で配送するとの理解で宜しいでしょうか。別便対応の場合には、配送車両・食缶等の準備が必要と考えます。	通常の給食と同じ便で配送します。
131		3										配膳員配置	現在各校にて作業を行っている配膳員人員数をご教示ください	令和8年2月20日に公表した「要求水準書(案)」に関する質問への回答」No.290を参照ください。
132		3										給食時間	現在休所中の保育所が開所した場合の想定給食時間をご教示ください。	現時点で想定しているものではありません。
133		5										令和7年度児童生徒数及び児童生徒数の推計	資料に記載された直近のデータからは、年間平均で180人前後のペースで対象人数が減少していく傾向が見て取れます。この傾向が15年間の運営期間中も続くと仮定した場合、提供食数は数千食規模で減少する可能性があります。募集要項等では「1日8,000食」を提案の基準として固定しています。15年間で2,700人程度の減少を想定しておけばよろしいでしょうか。	本事業における提案については、1日あたり8,000食を前提とした内容としてください。なお、供用開始後に食数が減少した場合の取扱いについては、事業契約書(案)別紙5を参照ください。
134		6										揚げパンのときに使用する食缶について	2週目小学校金曜日の「揚げパン」、2週目中学校木曜日の「揚げパン」ともに、使用食缶は「中缶」とありますので、「添付資料11食器・食缶等リスト」に記載のある「No20主菜、副菜用食缶：角形二重食缶、10リットル程度」に収納可能との理解でよろしいでしょうか。また、添付資料6に記載の献立以外の場合でも、揚げパンの大きさは、添付資料11で指定されている食缶に入りきるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135		8										セレクト・バイキング・リザーブ給食献立(参考)	自然解凍品(ケーキ等)および冷蔵保管が必要な飲み物は、前日納品との認識でよろしいでしょうか。また、保管スペース検討のため、保管温度帯および荷姿(箱寸法など)、最大個数をお示しください。	前段：お見込みのとおりです。 後段：自然解凍品(ケーキ、クロワッサン)は冷凍庫、飲み物は冷蔵庫保管とします。個数等について、ケーキは50個入25箱程度、クロワッサンは10個入25箱程度、飲み物は1リットル容器30本程度の保管を想定しています。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
136		10		3								試作室の備品	ミーティングテーブル2台とキャスター付椅子6脚とありますが、個別対話結果No.34では「10人程度が座れる部屋を想定している」とあります。備品の想定は添付資料に準じて6名分とし、諸室の広さは10名程度が収容できる広さで計画するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137		11		2								食器・食缶等リスト	要求水準書(案)に関する質問への回答No.308、配膳車の調達に対する質問に対して、「配膳車等がある学校は既存品を利用していたと想定」とご回答されています。添付資料11食器・食缶等リストのNo.31配膳台320台及び個別対話への回答No.50、「配膳台は本事業で調達する食器、食缶等を踏まえたうえで安全・安心して運用できるものを提案ください」との回答の通り、事業者が調達するという認識でよろしいでしょうか。	配膳車等については、各学校において使用されている既存品を引き続き利用することを想定しています。これとは別に、配膳台については、事業者が調達するものとします。
138		○										添付資料11	汁食缶の容量について14ℓと記載がございますが、40人学級でも全国実績が十分にある13ℓタイプでの提案でも可としていただけませんか。	給食提供に支障がなければ可とします。
139		○										添付資料11	食器籠について320×各食器と記載がありますが、収容や維持管理、施設及び学校運用への負担軽減に優位性があれば1つの籠に複数種類の食器を入れて配送する事も可としていただけませんか？	学校の片づけやすさや扱いやすさを重視して想定しておりますが、より良い方法があればご提案ください。
140		11										食器食缶数量	2月の質疑回答にて「一日当たり8,000食の学校給食センターとして整備します。ただし、供用開始後から数年間は8,000食を超える可能性もあると考えており、その場合は余剰能力で対応いただくことを想定」と記載があります。また、要求水準書P63には、「必要に応じて予備を確保し、事業期間中に必要な数量を提供」と記載があります。想定として、「添付資料11食器・食缶等リスト」の数量に必要となる運営予備数をご提案をいたしますが、添付資料11の食数、クラス数を超えた場合は、市の負担となると考えてよろしいでしょうか。	予備数を超えた場合はお見込みのとおりです。

■要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No.	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	質問内容	回答
141		11										食器・食缶等リスト	大皿・小皿・麺丼は数量が5,000枚なので、皿及びカゴはクラス専用になるわけではなく、日ごとに変更するのでしょうか。	大皿・小皿・麺丼については、お見込みのとおりです。食器籠の数量はクラス数分を想定しています。
142		14										1 千歳小学校	配膳室正面入り口の庇までの高さ(屋根の低い側)をご教示ください。	公表資料にてご検討願います。
143		14										全校配膳室入口	配膳室入口の間口、高さをご教示ください。	公表資料にてご検討願います。
144		14										12 東小学校	①配膳室正面入り口の有効内寸(柱と柱の間の寸法)をご教示ください。	公表資料にてご検討願います。
145		14										13 祝梅小学校	⑤その他画像の地面から屋根までの高さをご教示ください。	公表資料にてご検討願います。
146		14										配膳室の状況	支笏湖保育所の食缶入れの規格(外寸と内寸)をご教示ください。特に、内寸はどの程度の大きさまで食缶を置くことが出来るスペースでしょうか。他にも食缶入れを想定している所がありましたらご教示ください。	支笏湖保育所の食缶入れの内寸はW660mm×H845mm×D540mmです。現時点で支笏湖保育所以外にはありません。
147		14										配膳室の状況	学校によっては手洗い設備が無いと記載があります。配膳員の手洗いは、学校内にある児童生徒用の手洗い場などを利用出来るという理解でよろしいでしょうか。	学校と協議の上、適切に対応してください。
148	○											配送校見学について	各配送校の視察は可能でしょうか。可能な場合は、時期・申請方法等についてご教授願います。	不可とします。なお、事業契約締結後の視察は、市と協議のうえで可能です。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	本編	別紙	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		2		I	(6)	食に関する指導の支援	要求水準書では、「食に関する指導」は運營業務の中に含まれていますが、提案書では事業計画に関する提案書に含まれている意図があればご教示ください。	施設整備内容を含めた提案も想定されるため、事業計画に関する提案項目としています。
2		2		I	(7)	食物アレルギー対応	要求水準書では、「食物アレルギー対応食調理」は運營業務の中に含まれていますが、提案書では事業計画に関する提案書に含まれている意図があればご教示ください。	施設整備内容を含めた提案も想定されるため、事業計画に関する提案項目としています。
3		2		III	(2)	厨房機器、什器・備品、食器・食缶等の調達及び設置	「厨房機器、什器・備品、食器・食缶等の調達及び設置」について、「III 建設・工事監理業務に関する事項(配点:35点)」に含まれていますが、「II 設計業務に関する事項(2)意匠計画の考え方」の②においても、「什器・備品等」が含まれます。それぞれ配点が分かれているため、書き分けのイメージについて、ご教示ください。	事業者の提案内容に応じて適宜書き分けて提案してください。
4		2	7	VI	(1)	地元経済への貢献	地元経済への貢献について「現給食センターの調理員の雇用」についての提案が求められておりますが、開業準備中(7月末頃まで)現センターに従事しているため、研修や教育に配慮が必要と思慮します。現給食センターに従事している調理員の最終出勤日をご教示ください。	現給食センターでは7月末日までの従事を想定しています。
5		2		VI	(1)	地元経済への貢献	金融機関からの借入による資金調達を予定している場合において、市内に本店、支店又は営業所を有する金融機関の関心表明書等を提出した場合は、「市内に本店、支店又は営業所を有する者との連携について、具体的な目標や方策の提案」および「必要な資機材・消耗品等の市内企業からの調達等について具体的な方策の提案」に該当する、という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	本編	別紙	頁	1	(1)	項目等	質問内容	回答
6		2	7	VI	(2)	事業者独自のノウハウやアイデア	事業者独自のノウハウやアイデアについて、記載内容のイメージができません。他様式に記載の内容をより掘り下げのでしょうか、または本様式で独自提案を記載すればよいのでしょうか？貴市で想定しているものがあればご教示ください。	提案内容は事業者にて判断のうえ記載してください。
7		2				加点項目審査の評価基準	審査講評において加点審査項目の配点ごとの採点結果についてご提示いただけますでしょうか。業務ごとに小計を提示され詳細の評価内容が不明となる例が見受けられますので、事業者としては評価内容を定量的に把握したうえで、今後より良い提案を行えるよう切磋琢磨する判断材料としたいと考えています。	ご意見として承ります。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	様式集 (入札参加資格審査)		1			入札参加資格審査に関する提出書類	入札参加資格審査に関する提出書類について、正本1部、副本1部が求められていますが、副本1部については、正本のコピーでよろしいでしょうか。モノクロ・カラーの指定がありましたらご教示願います。	コピーで問題ありません。モノクロ・カラーの指定はありません。
2	様式集 (入札参加資格審査)	1-1				参加表明書	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社情報でよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名、住所である必要がありますでしょうか。	千歳市競争入札参加資格者名簿に登録している事業所(支店等に委任している場合は受任者)で参加ください。
3	様式集 (入札参加資格審査)	1-1				書式	1枚の紙に複数社の押印する書式ですが、参加企業が道外にも複数社在るため、1枚の紙を回すより、1社1枚に記載してとりまとめ提出させて頂きませんかでしょうか？	可とします。
4	様式集 (入札参加資格審査)	1-1				使用印鑑	本紙で使用する印鑑は、貴市入札参加資格申請の使用印鑑届けで申請した印鑑に限りますか？ 本社部門の代表者印鑑も使用できるでしょうか？	使用印鑑届出で提出している印鑑としてください。
5	様式集 (入札参加資格審査)	2-1				使用印鑑	本紙で使用する印鑑は、貴市入札参加資格申請の使用印鑑届けで申請した印鑑に限りますか？ 本社部門の代表者印鑑も使用できるでしょうか？	No.4を参照ください。
6	様式集 (入札参加資格審査)	2-2、 2-5					設計企業と工事監理企業が同一企業の場合、様式2-5の設計企業【添付書類】と様式2-5の工事監理企業【添付書類】での重複書類は1部提出でもよろしいでしょうか。	重複する場合も、それぞれに添付して提出ください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
7	様式集 (入札参加資格審査)	2-2、 2-5、 2-7					1つの業務実績で参加資格要件を満たす場合は、複数の実績の書類を添付する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.6を参照ください。
8	様式集 (入札参加資格審査)	2-4			②	第9 提出書類	2を証する書類として、施工証明書又は契約書等実績の分かる書類の写しは何か必要ですか	1件でよいです。
9	様式集 (入札参加資格審査)	2-7	4				第4項目に添付する資料は必要でしょうか。また、必要な場合は、具体的にご教示願えますでしょうか。	添付書類は不要です。
10	様式集 (入札参加資格審査)	2-10				書式	1枚の紙に複数社の押印する書式ですが、参加企業が道外にも複数社在るため、1枚の紙を回すより、1社1枚に記載してとりまとめ提出させて頂けませんでしょうか？	可とします。
11	様式集 (入札参加資格審査)	2-10				使用印鑑	本紙で使用する印鑑は、貴市入札参加資格申請の使用印鑑届けで申請した印鑑に限りますか？ 本社部門の代表者印鑑も使用できるでしょうか？	使用印鑑届出で提出している印鑑としてください。
12	様式集 (入札書類審査)		1	(1)	②	書式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用すること」と記載がございますが、公表されているデータをそのまま使用し、余白、文字サイズ、行間等、全て変更は不可ということでしょうか。	様式の体裁が同じであれば、余白、文字サイズ、行間等は事業者の提案とします。
13	様式集 (入札書類審査)		1	(1)		作入札書類審査に関する提出書類及び作成要領	応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。	問題ありません。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
14	様式集 (入札書類審査)		1	(1)	②	書式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用すること」とありますが、レイアウト枠の大きさや見出しのデザイン、文字フォントやフォントサイズ等の体裁は、見やすさに配慮することを前提として事業者に委ねられているという認識でよろしいでしょうか。	No.12を参照ください。
15	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	②	② 提案書 (1～8.及び 基礎審査 項目チェック シート)	「ファイルの表紙に事業名、書類名、入札参加者名(入札参加グループ名)及び通し番号(正本分には1/11、副本分には2/11～11/11)を記載すること。また、ファイルの背表紙にも事業名、書類名、入札参加者名(入札参加グループ名)及び通し番号を記載すること。」との記載がありますが、正本のみに企業名対応表を添付し、その他のページについては副本と同一の内容(企業名を記載しない)として提出しても差し支えないでしょうか。	正本・副本共に企業名を記載して問題ありません。
16	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	②	② 提案書 (1～8.及び 基礎審査 項目チェック シート)	「提案書1～8.の後ろに、基礎審査項目チェックシート(L-1)を添付すること。」との記載がありますが、基礎審査項目チェックシート(L-1)については、正本・副本ともに添付するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	② ③	② 提案書 (1～8.及び 基礎審査 項目チェック シート) ③ 提案書(9.、 10.)	②「提案書の各項目にインデックスを付けること。」、③「図面の各項目にインデックスを付けること。」との記載がありますが、提案書については「分類」ごとではなく、「項目」ごとにインデックスを付すとの理解でよろしいでしょうか。 (例:様式B-1、K-1 など)	お見込みのとおりです。
18	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	②	提案書(1～8.及 び基礎審査項目 チェックシート)	「提案書の各項目にインデックスをつけること」とありますが、各項目というのは、様式No.ごとにインデックスをつけるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
19	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	②	提案書(1.~8.及び基礎審査項目チェックシート)	各様式の制限枚数が設定されているが、補足資料・参考資料の添付は別途認められますでしょうか。(市内企業等の関心表明書など)	関心表明書等の提案内容の裏付けとなる資料であればお見込みのとおりです。追加提案となる内容は認めません。
20	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	②		② 提案書(1.~8.及び基礎審査項目チェックシート)、③ 提案書(9.、10.)は②③をまとめてA3版ファイルに綴じての提出は不可ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	様式集 (入札書類審査)		1	(2)	③	提案書(9.、10.)	「図面の各項目にインデックスをつけること」とありますが、各項目というのは、様式No.ごとにインデックスをつけるということでしょうか。	No.17を参照ください。
22	様式集 (入札書類審査)		2	(2)	④	④ その他	「当該CD-R又はDVD-Rには、様式A-3、様式A-4、様式A-4別表は含めないこと。」との記載がありますが、様式A-1、様式A-2、様式A-5については、データでの提出が必要との理解でよろしいでしょうか。それとも、入札書類審査に関する提出書類については、いずれもデータ提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	データ提出は、提案書(1.事業計画全般に関する事項~10.計画図面等提案書類)及び基礎審査項目チェックシートのみで問題ありません。
23	様式集 (入札書類審査)		2			入札書類審査書類における記載内容の留意点	提案書には、代表企業、構成企業及び協力企業の参加企業名や金融機関、その他企業名を記載してもよろしいでしょうか。記載してもよい場合は、正本と副本は同じ内容の提出で問題ございませんでしょうか。また、記載をしない場合は、正本の最初に企業名対応一覧を付け、その他は副本と同じ内容の提出で問題ございませんでしょうか。	企業名を記載してください。正・副は同じ内容としてください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
24	様式集 (入札書類審査)		2				「各書類の右上所定の欄に、入札参加者名(入札参加グループ名)を記載すること」とありますが、こちらは、入札参加資格審査の結果通知書に記載があるということよろしいでしょうか。	事業者で任意に設定ください。
25	様式集 (入札書類審査)					<入札書類審査書類の構成 4/4>	「10.計画図面等提案書類」において様式K-13「動線計画図」の提出を求められていますが、どの、何の動線を作成すれば宜しいでしょうか。確認されたい内容について、補足をお願いいたします。	施設内の食材・調理、洗浄等の学校給食センター内での運営動線がわかるものとしてください。
26	様式集 (入札書類審査)						提案書に具体的な企業名を記載することは可能なのでしょうか。企業名を記載することが不可の場合、企業名対照表を添付したほうがよいかご教示ください。	企業名は記載してください。
27	様式集 (入札書類審査)	A-4				入札価格計算書	維持管理及び運営業務に関わるサービス対価について、「変動費」の欄が不足していますが不要でしょうか。ご確認をお願いします。	食数変動費の欄を追加します。
28	様式集 (入札書類審査)	A-4				㊟食数変動費	本事業においては、様式B-7より食物アレルギー対応食として1日あたり最大100食を前提とされています。他方、入札説明書P.25においては入札条件として1日あたり8,000食で食数変動費を算出することになっております。アレルギー対応食とそれ以外の食において、それぞれ異なる単価を提案する場合、㊟食数変動費の内訳としてアレルギー対応食とそれ以外の食に分けて記載することでよいでしょうか。 なお、様式A-4別表③-1における㊟食数変動費内訳についても、アレルギー対応食とそれ以外の食に分けて記載することでよいでしょうか。	食数変動費はアレルギー対応食を分けずにまとめて提案してください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
29	様式集 (入札書類審査)	A-4 (別表)				除雪変動費の 記載方法	入札説明書25項第74②に提案時の除雪変動費については業務時間を30時間/年とすることとありますが、様式A-4「別表② 維持管理業務に係るサービスの対価の内訳」へ記載する金額は、特に降雪シーズンは考慮せず、年4回に平準化した金額(業務時間7.5時間に要する金額)を記載するという認識でよろしいでしょうか	入札説明書に関する質問への回答No.26を参照ください。
30	様式集 (入札書類審査)	A-4 (別表)				維持管理業務 に係るサービス対 価の内訳	支払金額を平準化した際の端数処理については、初回もしくは最終回のいずれに寄せるかは事業者の提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	様式集 (入札書類審査)	B~G				共通様式	共通様式となっているものは、様式集の枠内に収めるように作成する必要がありますでしょうか。それともA4版1枚以内であれば、枠も含めて自由に作成して宜しいでしょうか。	No.12を参照ください。
32	様式集 (入札書類審査)	B-1	I	(1)		本事業への基 本的な考え	実施体制等を明記する際、構成企業名・協力企業名を記載して問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	様式集 (入札書類審査)	B-1				(1)本事業への 基本的な考え (基本方針、実 施体制等)	評価視点2ぽつ目にて、「十分な専門性及び実績等を有する各構成企業、協力企業の役割及び責任分担、 必要人員の確保 など、とございますが、運営業務における必要人員を、本様式で記載せよ、ということでしょうか。様式F-4に記載すべき人員体制との書き分けイメージをご教示ください。	F-4には調理体制を具体的に提案し、B-1には事業全般の体制を提案してください。B-1に関しては必ずしも人数を含めた提案でなくても結構です。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
34	様式集 (入札書類審査)	B-1～ 7 C-1～ 6 D-1～ 3 E-1～ 8 F-1～ 7 G-1～ 2				<ul style="list-style-type: none"> ・Ⅰ 事業計画全般に関する事項 ・Ⅱ 設計業務に関する事項 ・Ⅲ 建設・工事監理業務に関する事項 ・Ⅳ 維持管理業務に関する事項 ・Ⅴ 運営業務に関する事項 ・Ⅵ 入札参加者独自の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・フォントサイズは何ポイント以上か指定はありますでしょうか。 ・提案の文章を補完するための写真、イラスト、ゾーニング図等の挿入は可能でしょうか。また、その説明文、注記文等のフォントサイズは問わないことよろしいでしょうか。 ・カラー及び白黒の別は問わないことよろしいでしょうか。 ・様式の余白は何mm以上とるなど指定はありますでしょうか。 	No.12を参照ください。
35	様式集 (入札書類審査)	B-4				(4)ライフサイクルコストの縮減	評価視点2ぽつ目に「修繕費の縮減に向けた実効性のある具体的な方策」の提案を求められていますが、修繕については、様式E-8において提案することとなり、本様式との書き分けイメージがあれば教えてください。	評価視点を踏まえて、事業者にて提案ください。
36	様式集 (入札書類審査)	B-7				(7)食物アレルギー対応	評価視点2ぽつ目に「除去食”等”」とございますが、将来的な代替食の導入も含めた提案を期待されているのでしょうか？	事業者の提案とします。
37	様式集 (入札書類審査)	C-3				(3)周辺環境・地球環境への配慮	ZEBReadyについて、「広範な範囲での取得」を期待されているとお見受けしますが、給食エリアにおいては取得できないため、一般エリアに限定された取得になるものと思料しますが、一般エリアにおいて最大限の範囲で取得することを期待されているのでしょうか。	ZEB Ready以上の認証取得範囲は事業者の提案とします。
38	様式集 (入札書類審査)	C-5				(5)設備計画の考え方	設備計画における環境面の配慮については、本様式ではなく、様式C-3(3)周辺環境・地球環境への配慮にまとめて記載すれば宜しいでしょうか。	評価視点を踏まえて、事業者にて提案ください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
39	様式集 (入札書類審査)	C-6				(6)防災安全計画の考え方	本様式は設計様式であるため、災害時のソフト対策については、別様式に記載すれば宜しいでしょうか。その場合、どの様式に提案すれば宜しいでしょうか。	様式E-7または様式G-2等にて提案してください。
40	様式集 (入札書類審査)	D-2				(2)厨房機器、什器・備品、食器・食缶等の調達及び設置	「厨房機器の調理能力についての記載は必須」とありますが、具体の献立が示されたうえでそれに対応した調理能力など、前提条件がないなかで、どの厨房機器の調理能力をどこまで記載すべきか、イメージをご教示ください。	8,000食が十分に提供可能である調理能力があることを示してください。
41	様式集 (入札書類審査)	F-1				(1)運營業務全般	「本市の考えに沿った」とございますが、要求水準からは貴市の食数変動に対する考え方が読み取れませんので、どのようなお考えなのか、お示しください。	提案時点では8,000食/日での提案を求めています。
42	様式集 (入札書類審査)	F-7				(7)洗浄・残滓処理等業務	洗浄・残滓処理等業務に関しては、ハード面とソフト面の提案があらうかと思えます。本様式は運營業務の様式ではありますが、ハード・ソフト両面の提案を記載すれば宜しいでしょうか。	評価視点を踏まえて、事業者にて提案ください。
43	様式集 (入札書類審査)	G-1				(1)地元経済への貢献	市内事業者の活用について提案を期待されていますが、構成企業・協力企業各社からの一次下請け、二次下請けなど、市内事業者の活用が評価される範囲についてお考えがあればご教示ください。	特段の制限は想定していませんが、提案内容は履行いただくことが必須であることを前提に提案ください。
44	様式集 (入札書類審査)	G-2				(2)事業者独自のノウハウやアイデア	様式G-2「事業者独自のノウハウやアイデア」の提案を求められていますが、他様式においても「事業者独自のノウハウやアイデア」について盛り込んだ提案としています。本様式では、他様式では提案しきれない事業者独自の提案を記載すれば宜しいでしょうか。それとも、他様式で提案している事業者独自提案を再掲し、詳述する形をとればよいのでしょうか。	どちらでも問題ありません。評価視点を踏まえて、事業者にて提案ください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
45	様式集 (入札書類審査)	H-1				資金調達計画書	本事業では優先ローンは発生しない認識ですが、もとの表に、「優先ローン」の項目を含めている意図についてご教示ください。 また、優先ローンがございませんので、「株主劣後ローン」は「株主ローン」(あれば)という理解ですが、表中や備考欄の表記は適宜変更しても宜しいでしょうか。	適宜変更して構いません。
46	様式集 (入札書類審査)	H-1				資金調達計画書	備考1、出資者分類において「協力企業」が含まれています。協力企業は「出資しない」認識ですが、協力企業を選択肢に含めている意図をご教示ください。	協力企業による出資は義務付けていませんが、拒むものでもありません。
47	様式集 (入札書類審査)	H-1				資金調達計画書	様式 H-1 の備考欄※5には「外部借入における資金調達先については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。～」と記載がありますが、それ以外の地元企業からの関心表明書、バックアップにかかる表明書などについても、添付書類としてもよいでしょうか。仮に添付書類としてもよいとのことであれば、添付する場所は事業者の提案としてもよいでしょうか。	関心表明書はまとめて提案書の最後に添付ください。
48	様式集 (入札書類審査)	H-2	1	(1)		資金収支計画表(入札価格算定用)	長期ローンがない場合、PIRRやDSCRとの指標は計算不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	様式集 (入札書類審査)	H-2				資金収支計画表	<81行目:DSCR>、借入を建中のみ行う場合も記載は必要でしょうか？(建中は収入がなくDSCRは算出されないものと思われます。)	不要です。
50	様式集 (入札書類審査)	H-2				資金収支計画表(入札価格算定用)	令和9年度よりの計画となっていますが、令和8年度からSPC設立のため、令和8年度の列を追加してよろしいでしょうか。	様式集を修正します。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
51	様式集 (入札書類審査)	I-1				初期投資費見 積書	67行目建設工事費小計(1)~(7)は(1)~(8)が 正しく、76行目その他費用小計(8)~(10)は(9) ~(10)が正しい認識でよろしいでしょうか。	誤植ですので、様式集を修正します。
52	様式集 (入札書類審査)	I-2				(参考)光熱水 費	光熱水費について、本施設のオペレーションを 想定し算出することとなっておりますが、本事業に おいては、貴市において光熱水費を負担するこ ととなっております、各単価については事業者でコン トロールできません。この状況下において、参考 の金額とはいえ、仮に事業者が設定した単価が 各グループ間で乖離がある場合、審査に影響 があることが想定されます。各単価について は、貴市にて設定いただき、事業者で使用量に 単価を乗じることが望ましいと考えます。	光熱水費は参考値のため審査の対象としませ ん。単価を含めて事業者にて提案ください。
53	様式集 (入札書類審査)	I-2				維持管理費、運 営費及びその他 の費用見積書 (年次計画表)	様式I-2 維持管理費、運営費及びその他の費 用見積書(年次計画表)②「(参考)食数変動 単価についてご提案ください。」とあります。この 「(単価)」は、運営業務にかかる食数変動単価 に水光熱費を含んだものでしょうか。含まないも ののでしょうか。 もしくは水光熱費のみの食数変動単価でしょ うか。	光熱水費を含まない食数変動単価を提案くださ い。なお、(参考)とあるのは誤植ですので、様 式集を修正します。
54	様式集 (入札書類審査)	I-2				維持管理費、運 営費及びその他 の費用見積書 (年次計画表)	様式I-2 維持管理費、運営費及びその他の費 用見積書(年次計画表)②「(参考)食数変動 単価についてご提案ください。」にある「(参考)」 としている意図は、水光熱費の食数変動単価だ からでしょうか。	誤植ですので、様式集を修正します。
55	様式集 (入札書類審査)	I-2				維持管理費、運 営費及びその他 の費用見積書 (年次計画表)	様式I-3 維持管理費、運営費及びその他の費 用見積書(年次計画表)に「第1回及び最終回 の支払いを除き、毎回の支払いが同額となるよ う、平準化した金額を記入してください。」と記載 があります。年次計画表において、食数は8,000 食/日の固定として考え、それを入札金額とする との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
56	様式集 (入札書類審査)	J-1				「Ⅹ 事業スケジュール表」表紙	「Ⅹ 事業スケジュール表」の表紙については、「Ⅹ 計画図面等提案書類」の表紙と同様に、A3横で作成するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式集を修正します。
57	様式集 (入札書類審査)	K-1					指定様式(Excel)となっていますが、記載項目を変更しないことを前提に、他図面との体裁を合わせるため、レイアウト枠等を事業者にて追加してもよろしいでしょうか。	体裁を変更することは可としますが、Excelで作成ください。
58	様式集 (入札書類審査)	K-3～ 6				配置計画図、平面図、立面図、断面図	図面の縮尺について記載がありませんが、用紙サイズおよび枚数制限に収まる範囲で事業者の適宜という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	様式集 (入札書類審査)	K-4				平面図(各階)	提出する平面図等の縮尺が関係する書類は、事業者の任意の縮尺でよいという理解でよろしいでしょうか。	No.58を参照ください。
60	様式集 (入札書類審査)	K-12				厨房設備の配置概要図	様式K-12厨房設備の配置概要図の枚数を適宜としていただいでよろしいでしょうか。そのうえで様式K-12に厨房機器提案を記載してよろしいでしょうか。もしくはK-16厨房機器等リストの欄外に厨房機器提案を記載してもよろしいでしょうか。また、それらの厨房機器提案は加点対象としていただけますでしょうか。	不可とします。
61	様式集 (入札書類審査)	K-12				厨房設備の配置概要図	本概要図はK-16厨房機器等リストと照合するための機器番号を記載した機器配置図という解釈でよろしいでしょうか。もしくは、機器番号を記載した配置図はK-16厨房機器等リストの添付資料として別途必要となりますでしょうか。	様式K-12 厨房設備の配置概要図は、A3各階1枚(厨房設備が1階のみの場合は1階のみ)で全体配置と導入設備のポイントを記載してください。機器番号を記載した配置図は、様式K-16 厨房機器等リストの添付資料として別途作成してください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
62	様式集 (入札書類審査)	K-12				厨房設備の配 置概要図	各階1枚とありますが、厨房設備が2階に設置され ない場合は1階のみ1枚でもよろしいでしょう か。	お見込みのとおりです。
63	様式集 (入札書類審査)	K-12				厨房設備の配 置概要図	記載内容の指定はございますか。他事業の事 例では、各室の厨房設備の配置と仕様につい て詳細について、5枚程度での記載を求められ る場合が多いため、確認させていただきたく存じ ます。	No.61を参照ください。
64	様式集 (入札書類審査)	K-13				動線計画図	動線計画図に必要な動線の種類をご教示いた だけないでしょうか。(例:食材動線、人員動線 等)	No.25を参照ください。
65	様式集 (入札書類審査)	K-13				動線計画図	枚数制限が1枚とされていますが、2階にも人員 動線が必要な場合においても1階の動線のみで よろしいでしょうか。もしくはその場合は1枚に2 つの平面図を記載する必要がございますか。	2階にも厨房機器等を配置しており、食材・調 理、洗浄等の学校給食センター内での運営動 線がある場合は各階1枚の提案を可とします。
66	様式集 (入札書類審査)	K-13					動線計画図で求める動線の様式をご教授くださ い。 食材ごとの動線図が必要な場合、対象の献立 をご提示ください。	No.25を参照ください。
67	様式集 (入札書類審査)	K-15					指定様式(Excel)となっていますが、記載項目を 変更しないことを前提に、他図面との体裁を合 わせるため、レイアウト枠等を事業者にて追加 してもよろしいでしょうか。	No.57を参照ください。
68	様式集 (入札書類審査)	K-15					(2)食器・食缶リスト 室名はどのように記載す るのか(エリア分けで記載するのか)	学校給食センター内での保管場所を記載くださ い。なお、掲載順は添付資料11に掲載されてい る順を基本としてください。

■様式集及び作成要領に関する質問への回答

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
69	様式集 (入札書類審査)	K-15					(2)食器・食缶リスト その他(バイキング給食用食器、籠類等の)一式の物の記載方法は一式のままで良いのか 分けて記載するのか	分けて記載してください。
70	様式集 (入札書類審査)	K-16				厨房機器等リスト	必要に応じて行を追加してよいとのことですが、K-12厨房設備の配置概要図と照合するための機器番号を記載するために列の追加についても行ってよろしいでしょうか。	No.61を参照ください。
71	様式集 (入札書類審査)	K-16				厨房機器等リスト	他事業では、厨房機器に番号を振り、その番号と対応させたリストを掲載する場合がありますが、そのような書式に変更し、番号を付与した図面を添付してもよろしいでしょうか。	No.61を参照ください。
72	様式集 (入札書類審査)	K-16					指定様式(Excel)となっておりますが、記載項目を変更しないことを前提に、他図面との体裁を合わせるため、レイアウト枠等を事業者にて追加してもよろしいでしょうか。	No.57を参照ください。
73	様式集 (入札書類審査)	K-17				日影図(時間及び等時間)	日影規制対象外区域であり、建物高さが10メートルを超えない中高層建築物に該当しない場合は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合、測定高さは平均地盤面から4mでしょうか、等時間日影時間は何時間と何時間でしょうか。または、実際の計画建物の日影の範囲を把握するためのものでしょうか。(実日影図)	参考として以下の内容で記載してください。 測定高さ:平均地盤面から4m 等時間日影時間:4時間、2.5時間
74		全般					文字のポイント数の指定はありますでしょうか。	No.12を参照ください。

千歳市新学校給食センター整備運営事業
 ■仮事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	1	4	1			市が違約金を請求できる事業者は「事業者のうち、事業契約を締結することができないことについて責めに帰すべき事由のある者」という理解でよろしいでしょうか。	仮事業契約書の当事者は本市と事業者(SPC)のため、違約金を請求する対象は事業者(SPC)となります。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1		○	2	3		6	3				「本施設に備え付けの設備、什器、備品等は…別途合意されない限り、本市が所有するものとする。」とありますが、要求水準書P.66 ③完成図書 h 什器・備品リストに含まれない(設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価に含まれない)者の持込み備品については所有権は事業者が有するため、別途合意がなされたものとさせて頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		○	2	3		7				事業者の資金調達	金融機関からの借入による資金調達を予定している場合において、必要に応じて、貴市と当該金融機関との直接協定を締結いただけるという理解でよろしいでしょうか？	本事業は設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を本施設の引渡し時に一括して支払うため、金融機関との直接協定を締結する予定はありません。
3		○	4	4		11	2				第一文についてですが、特段の事情がなければ入札参加資格要件を充足している設計企業に業務を委託することになります。このため、入札後、事業者から当該設計企業に対して業務を委託するまでの期間において、入札説明書 第3入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせなくなった場合に限って事前の貴市による承認を必要とする趣旨へ変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定書第5条第1項に定める企業に委託する場合、本市は承認を拒むものではありません。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
4		○	8	5	1	20	2				第一文についてですが、特段の事情がなければ入札参加資格要件を充足している建設企業及び厨房機器等の調達及び設置企業に業務を請け負わせることとなります。このため、入札後、事業者から当該請負人に対して業務を請け負わせるまでの期間において、入札説明書 第3入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせなくなった場合に限って事前の貴市による承認を必要とする趣旨へ変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定書第5条第1項に定める企業に請け負わせる場合、本市は承認を拒むものではありません。
5		○	8	5	1	21	2				第一文についてですが、特段の事情がなければ入札参加資格要件を充足している工事監理企業に業務を委託することとなります。このため、入札後、事業者から当該工事監理企業に対して業務を委託するまでの期間において、入札説明書 第3入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たせなくなった場合に限って事前の貴市による承認を必要とする趣旨へ変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定書第5条第1項に定める企業に委託する場合、本市は承認を拒むものではありません。
6		○	11	5	1	24	6				但し書きの趣旨について確認させてください。「…通常想定される規模のものである場合」とは、「入札説明書等から通常予見できる規模のものである場合」、との理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7		○	11	5	1	26	1				「事業者は、自己の責任及び費用で、…必要な近隣対応・対策を実施し、…」とありますが、実施方針に係る住民対応リスク分担を考慮し、次のとおり修文をご検討頂けますでしょうか(下線部分に変更箇所です)。 変更前:「事業者は、…必要な近隣対応・対策を実施し、…」 変更後:「事業者は、…必要な近隣対応・対策を実施(ただし、本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動等を除く)し、…」	原案のとおりとします。本条項は建設工事に伴う近隣対応・対策となります。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
8		○	11	5	1	27	1				「…別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、モニタリングを行う。」とありますが、別紙2の第2項ペナルティの基本的考え方は適用されない(サービスの対価の減額は無い)、との理解でよいでしょうか。	別紙2の第2項は維持管理及び運営段階に適用する内容となっています。
9	○		12	5	2	29	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工期が変更された場合、その期間中に事業者が負担した合理的な増加費用とは金融費用(支払利息等)も含まれる認識でよろしいでしょうか。	合理的と認められるものであれば、お見込みのとおりです。
10		○	14	5	4	34				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	「事業者が建設・工事監理業務に関し、第三者に損害を及ぼした場合、直ちに本市へ報告し、当該損害のうち、事業者の責めに帰すべき事由によるものは、事業者が賠償し、自らの責任及び費用負担で対処しなければならない。」とあります。一方公共工事標準請負約款第29条においては、合わせて「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。」また、「第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。」とあり、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音振動等による第三者への損害は、民間事業者として受け入れがたいため、公共工事標準請負約款と同様の記載としていただけますでしょうか。(公共工事標準請負約款における発注者を市、受注者を事業者と定義致します。)	原案のとおりとします。なお、「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由」は事業者の責めに帰すべき事由ではないと想定しています。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
11		○	15			36				設計及び建設・工事監理業務の契約保証	「若しくは請負人をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結せしめた後」とあるので、各業務担当受託者が個別に履行保証保険に加入することが認められているという理解で宜しいでしょうか。その場合、各業務担当受託者が加入した履行保証保険契約の保険額の合計が、2項の額以上であればよいという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12		○	16	5	6	39	1			引渡し期日の変更	「合理的な増加費用に相当する額」に金融費用は含まれますでしょうか。	合理的と認められるものであれば、お見込みのとおりです。
13		○	16	5	6	40					「…所有権保存登記手続きは本市が行うものとする。」とありますが、事業者の対応事項としては表題登記に必要な書類をご用意し、貴市へご提出すること、との理解でよいでしょうか(表題登記手続きは貴市が行う、との理解でよいでしょうか)。	お見込みのとおりです。
14		○	17	5	6	42				契約不適合責任	「事業者に対して相当の期間を定めて施設の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。」とあります。損害の賠償については、第36条における保証金額が賠償にあたるという認識でよろしいでしょうか。認識が間違っていない場合において、履行の追完とともに損害の賠償を請求することは、民間事業者にとって過度な負担となります。合わせて公共工事標準請負契約款第45条においては、「ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。」と記載があり、保証金額を超える損害賠償が発生する自体も鑑み同様の記載としていただけますでしょうか。(公共工事標準請負約款における発注者を市と定義致します。)	原案のとおりとします。当該条項は事業契約契約約款(案)第36条に規定にした保証金額に限定したものではありません。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
15		○	18	6	4	44	2				第一文についてですが、特段の事情がなければ入札参加資格要件を充足している維持管理企業又は運営企業に業務を委託することになります。このため、入札後、事業者から当該維持管理企業又は運営企業に対して業務を委託するまでの期間において、入札説明書 第3入札参加者の備えるべき参加資格要件を満たさなかった場合に限って事前の貴市による承認を必要とする趣旨へ変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、基本協定書第5条第1項に定める企業に委託する場合、本市は承認を拒むものではありません。
16	○		24		4	56	4			損害の発生等	食中毒事故の原因の解明の為、事業者が初期費用を払い、責任が事業者側にない場合、市側に解明に係った費用は請求しても問題ございませんでしょうか。	原因究明調査等の結果の如何に係わらず、事業者の責任者と費用負担にて実施してください。
17		○	25	6	5	58	1				維持管理及び運営業務の契約保証として(1)～(4)が規定されております。これらに代わる代替措置として例えば、第2項に定める保証の額相当額を違約金リザーブとしてSPCの預金口座名義にプールする提案等をお認め頂けますでしょうか。	不可とします。
18		○	26	6	5	58	2			維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。	問題ありません。
19		○	31	9		67	4	(1)	イ	本市による契約の終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書、SPC経費及び金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と認められるものであれば、お見込みのとおりです。
20		○	31	9		67	4	(1)	イ	本市による契約の終了	「出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを使用すること」とありますが、建設途中における本施設が起因となる契約終了ではない場合においては、買い取りいただくという認識でよろしいでしょうか。	本施設の工事の進捗状況やコスト等を総合的に踏まえて、本市が判断します。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
21		○	31	9		67	4	(2)	イ		<p>第一文「本市は、…発生する割賦手数料相当額を含む…所有すること。」とありますが、入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価:完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため割賦手数料相当額は発生しないもの、との理解です。つきましては次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前:「…金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p> <p>修正後:「…金額のうち、この契約の解除までに事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。
22		○	31	9		67	4	(2)	イ		<p>第二文「…、本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。」とありますが、設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価については入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価:完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため引渡し後の貴市による契約解除に際しては、すでに予算措置がなされていることとなり、入札説明書記載とおりの条件にてお支払い頂けますでしょうか。つきましては、次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前:「この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、<u>本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。</u>」</p> <p>修正後:「この場合において、本市は事業契約第41条に基づき、当該サービスの対価に相当する金額を支払う。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
23		○	32	9		68	2	(1)	ア	事業者による契約の終了	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書、SPC経費及び金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的と認められるものであれば、お見込みのとおりです。
24		○	32	9		68	2	(2)	ア		<p>第一文「本市は、…発生する割賦手数料相当額を含む…所有すること。」とありますが、入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価：完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため割賦手数料相当額は発生しないもの、との理解です。つきましては次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前:「…金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p> <p>修正後:「…金額のうち、この契約の解除までに事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
25		○	32	9		68	2	(2)	ア		<p>第二文「…、本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。」とありますが、設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価については入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価：完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため引渡し後の貴市による契約解除に際しては、すでに予算措置がなされていることとなり、入札説明書記載とおりの条件にてお支払い頂けますでしょうか。つきましては、次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前：「この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、<u>本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。</u>」</p> <p>修正後：「この場合において、本市は事業契約第41条に基づき、当該サービスの対価に相当する金額を支払う。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。
26		○	33	9		70	2	(2)	ア		<p>第一文「本市は、…発生する割賦手数料相当額を含む…所有すること。」とありますが、入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価：完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため割賦手数料相当額は発生しないもの、との理解です。つきましては次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前：「…金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p> <p>修正後：「…金額のうち、この契約の解除までに事業者に未払いの金額相当額を支払い、…所有すること。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
27		○	33	9		70	2	(2)	ア		<p>第二文「…、本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。」とありますが、設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価については入札説明書P.7 13事業者の収入の1ポツ目「設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価：完了払いとして支払う(本施設の引き渡し時)」となっております。このため引渡し後の貴市による契約解除に際しては、すでに予算措置がなされていることとなり、入札説明書記載とおりの条件にてお支払い頂けますでしょうか。つきましては、次のとおり修文をご検討ください(下線部分が変更箇所です)。</p> <p>修正前：「この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本市の支払に関する予算措置の必要性等を鑑み、解約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。」</p> <p>修正後：「この場合において、本市は事業契約第41条に基づき、当該サービスの対価に相当する金額を支払う。」</p>	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。
28		○	37	12	1	75	3	(2)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	<p>約款第75条第3項について、事業者(SPC)の負担額を超える保険金が支払われた場合には、当該保険金はまず事業者(SPC)の負担分に充当され、その上で、保険金額が当該負担分を上回る部分については、貴市の負担分に充当されるとの理解で相違ないでしょうか。</p>	保険金等は対策等の費用に充てられ、それでも填補されなかった費用を事業者と本市で負担します。
29		○	37	12						不可抗力	<p>第三者による不可抗力宣言の影響による履行義務が果たせない場合の協議は可能でしょうか？</p> <p>例)石油関連製品の供給元による不可抗力宣言に伴い、大規模なサプライチェーンの停止・商品供給の停止・物流の停止など給食センター事業に甚大な影響を及ぼす場合などです</p>	原則、お見込みのとおりですが、当該事象によって判断します。

■事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No.	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
30		○	39			77				関係者協議会の設置	関係者協議会とは、業務進捗報告を行う市・事業者間での定例会議とは別物であり、万が一の不測の事態に対応するための会議体の役割を担うという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31		○	40	14		79				契約上の地位の譲渡等	入札提案書類の資金調達計画または添付する金融機関等からの関心表明書等に契約上の地位の譲渡等の担保権設定を条件とする旨の記載が行われ、その上で落札となった場合は、当該担保設定について事前に市の承諾を得たものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約締結後に正式な手続きが必要となります。
32		○	40			82	2			秘密保持	特記仕様書中「本市」を「本市」、「事業者」を「事業者」にそれぞれ読み替えて適用する、とございますが、どういう主旨でしょうか。	誤植ですので、事業契約約款(案)を修正します。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
1	2	45	1	(1)	②		a)	モニタリングの項目	維持管理及び運営業務段階におけるモニタリングについてはa)及びb)で整理されていますが、実務上は a を維持管理、b を運営として整理されている理解でよろしいでしょうか。	明確に区分しているわけではありません。
2	2	45	2	(2)				サービス対価の減額	例えば、食中毒事故が発生した際、貴市より改善勧告が発出され、事業者により、改善完了予定日までマニュアル等による再発防止策を策定した場合、減額とならない建付けと理解できますが、その認識でよろしいでしょうか。	食中毒事故等に係る対応は事業契約約款(案)第56条を参照ください。
3	2	45	2					ペナルティの基本的考え方	「本市は、維持管理及び運営段階において…」とありますが、設計・建設段階におけるペナルティ(サービスの対価の減額)は想定されていないとの理解でよいでしょうか。	ペナルティの対象とはならないですが、設計及び建設段階において、本市のモニタリングの結果、入札関連書類及び事業者提案を満たしていないと判断し、それが是正されない場合、本市は本施設の引渡しを受けません。
4	2	46	2	(2)				図1	「減額:1日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)」と記載がありますが、サービス対価未達分とは、どのように算出されるかご教示ください。 維持管理業務においてサービス水準未達があった場合には、維持管理業務のサービス対価の一部が該当、運営業務においてサービス水準未達があった場合には、運営業務の一部が減額対象となると推察していますが、その認識よろしいでしょうか。	要求サービス水準が達成されていない業務に係るサービスの対価が対象となります。
5	2	46	2	(2)				図1 モニタリング及びペナルティの考え方	図1中の「施設の全部もしくは一部の利用ができない」場合においてですが、設計・建設・工事監理業務に起因する場合は、サービスの対価の減額は免れるとの理解でよいでしょうか。	設計、建設及び工事監理業務に起因する内容であったとしても事業者の責めに帰すべき事由となります。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
6	2	46	2	(2)				図1 モニタリング及びペナルティの考え方	「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)×1.5×日数」について、「使用不可施設応分」とは、どのように算出するイメージなのか、例示をお示しください。「使用不可施設」について、諸室単位・調理設備単位など、さまざま考え方があると思われ、市側・事業者側双方で共通認識を持ったうえで運用いただけることを希望します。	施設が使用不可となっていることで、要求水準サービスが提供されない維持管理及び運營業務の応分となります。
7	2	46	2	(2)				図1 モニタリング及びペナルティの考え方	「一日あたりのサービス対価(使用不可施設応分)×1.5×日数」について、「一日あたりのサービス対価」とは、どのように算定される想定なのか、ご教示ください。(事業者としては改善に向けて真摯に対応する所存ですが、あまり過度なペナルティにならないよう、ご配慮いただきたく存じます)	施設が使用不可となっていることで、要求水準サービスが提供されない維持管理及び運營業務に係るサービスの対価となります。
8	2	46	2	(2)				図1 モニタリング及びペナルティの考え方	「一日あたりのサービス対価(サービス対価未達分)×1.5×日数」について、「サービス対価未達分」とは、どのように判断される想定なのか、ご教示ください。一概に「サービスの未達」といっても、大小さまざまな事象が想定されます。不具合事象の重大さに応じたペナルティとなるよう、ご配慮をお願いします。	施設が使用不可となっていることで、要求水準サービスが提供されない維持管理及び運營業務が提供されているかとなります。
9	2	46	2	(2)				図1 モニタリング及びペナルティの考え方	「改善完了予定日」とは、市と事業者双方で協議の上決定できるものと理解すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	3	52						建設、維持管理及び運營業務期間中の保険	工事契約履行保証保険について、「工事受託者の契約不履行に基づく…」とありますので、あくまで建設業務を対象としており、設計企業や監理企業は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	第36条に規定するとおり、設計及び建設・工事監理業務に対する契約保証となります。
11	4	48	1					サービス対価の構成	「①設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価」について、建設期間中の中間支払いは無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
12	4	49	3		①			支払方法	設計・建設・工事監理に係るサービス対価の支払いは割賦払いではなく、一括払いですか？	お見込みのとおりです。
13	4	49	3		①			支払方法	「事業者は、本市へ本施設を引渡した後、速やかに請求書を本市に対して提出すること。本市は、当該請求書受領後30日以内に事業者に支払いを行うものとする。」とあります。本事業はプロジェクトファイナンスを活用しないスキームとなることから、設計完了時の支払いや建設前払い金、年度出来高払い等、民間事業者の資金繰りを考慮した支払いにしていただけないでしょうか。	不可とします。
14	4	53						表2 サービスの対価の構成	施設整備期間中に発生するSPCの運営経費等については、「建設業務費」に含めるという認識で宜しいですか。様式I-1(初期投資費見積書)の項目との整合について確認させてください。(施設費の内訳にも、「その他費用」を設けたほうが分かりやすいと思料します)	「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」となりますので、様式I-1「(11) その他の初期投資費用」に記載してください。
15	5	59	1						建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定時期として原案では、「工事着工日の属する月、若しくは令和10年1月の早い方の月」となっております。他方、国交省の公共工事標準請負契約書約款第26条第4項においては、請負代金額の変更を行った後再度行うことができる規定となっております。本事業契約においても同様に、再度の変更請求を行うことができるように修正をご検討頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
16	5	59	1						物価変動に対して内閣府から令和7年3月31日付の通知「PPP/PFI事業における物価上昇の影響への対応について(通知)」において「当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい。」と記載されているため、建築費指数・工事原価—工場—都本市別指数:札幌」だけでなく、高騰が続く設備工事項目に対しては「設備」指標適用等、ご検討いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
17	5	59	1					設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価の改定に関する基本的な考え方	「什器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費は、物価変動に基づく改定の対象からは除く」とありますが、昨今の物価上昇により、什器・備品、食器・食缶に関しても物価上昇の影響を受けております。什器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費についても物価改定の対象に含めることとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
18	5	59	1						食器・食缶の調達費につきましてもサービス対価の改定の対象としてご検討頂けますでしょうか。サービス対価の改定に含まれない場合、物価上昇分を入札価格に含める必要があるため、予定価格を超過して応札できない恐れがありますので、ご検討お願いいたします。	No.17を参照ください。
19	5	59	1						食器・食缶の更新費用も物価スライドに適用していただけないでしょうか。	食器・食缶等保守管理・更新業務は事業契約約款別紙5の2-③の対象となります。
20	5	59	1						什器・備品等の調達及び設置費、食器・食缶等の調達費は改定の対象から除くとありますが、対象とならない理由をご教示いただけますでしょうか？	調達を主とする業務のため、原案のとおりとします。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
21	5	59	1					設計及び建設・工事監理業務に係るサービス対価の改定に関する基本的な考え方	サービス対価の改定は本施設の着工時のみとお見受けします。昨今の物価上昇を踏まえ、着工後につきましては、貴市において運用されております「千歳市建設工事請負契約約款第23条第5項(単品スライド条項)」に関する令和4年10月13日お知らせの「単品スライド条項の運用について」を適用していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
22	5	59	2		①			除雪変動による維持管理費の改定	積雪量が10cmを超えた場合とありますが、10cmはどのような測定値を用いますか？ 構内除雪作業時間・費用の管理はどのような手段で行いますか？	前段：具体的に測定は行わず、積雪が10cmを超える場合の構内除雪業務の実施の判断は、降雪状況や天気予想等を勘案し、食材の搬入、給食の配送に支障がないように事業者にて判断してください。 後段：事業契約約款 別紙5の2-①に記載のとおりです。
23	5	59						別紙5(サービス対価の改定方法)	建中利息について、変動金利で調達している場合の手当はございますか？ 実施方針のリスク分担表において、金利変動リスクについては建中期間：市、維持管理・運営期間：事業者が分担して負担するものと読み取れます。	建中利息を変動金利で調達している場合であっても本市は変動分を負担しません。
24	5	60	2		③			改訂の条件	物価スライドが3%以上の差が生じた場合となっています。他のPFI多数事例(1.5%)に比べ、事業者負担が重すぎるため、一般的な1.5%にして頂けませんか？	原案のとおりとします。
25	5	60	2					物価変動による維持管理費及び運営費の改定	金額の変動をかけるうえで、前年度との乖離の数値として維持管理・運営のサービス対価の数値を3%に設定されています。少ない数値での変更を検討いただけませんか。加えて昨今の賃金上昇については事業者としても見込みない部分があり、サービス対価の指数として社員も含めて最低賃金を指数とすることを検討してください。	原案のとおりとします。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
26	5	60	2		③			改訂の条件	(人件費(社員)以外の人件費)とは、正社員以外(契約社員・パート社員等)との理解でよろしいですか？	お見込みのとおりです。社員とは、要求水準書に示す正規社員を指します。
27	5	60	2		②			食数単価	2ポツ目「食数単価は、1食あたり金●●●円とする。」とありますが、食物アレルギー対応食とそれ以外の食についてそれぞれ異なる単価を提案することは可能でしょうか。	不可とします。
28	5	60	2		③			改定の条件	『維持管理及び運營業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費を除く)は、毎年6月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局』』とありますが、2025年6月公表のものが見つかりませんので、掲載されているWEBサイト(URL)をご教示いただけないでしょうか。	以下からご確認ください。 日本銀行 時系列統計データ検索サイト https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html
29	5	60	2		③			改定の条件	『維持管理及び運營業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費を除く)は、毎年6月の「企業向けサービス価格指数:物価指数年報・日本銀行調査統計局』』とありますが、<改定の条件>は、それぞれのサービス対価の改定に用いる指数としていただけないでしょうか。	改定に用いる指標は表7を参照ください。
30	5	60	2		③			改定の条件	サービス対価の改定の基準として、3.0%以上の差が生じた場合に、次年度のサービス対価の改定を行う建付けになっていますが、他給食PFI事業においては、指数の差分に限らず、毎年度改定するのが一般的だと認識しております。本件においても前年度との指数差分にかかわらず毎年度サービス対価の改定することをお認めいただくようお願いいたします。	原案のとおりとします。

■事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No.	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	a)	項目等	質問内容	回答
31	5	60	2		③			改定の条件	維持管理及び運営業務に係るサービスの対価(人件費(社員)以外の人件費)は、毎年10月の「北海道最低賃金:北海道労働局」とありますが、維持管理業務におけるサービス対価の改定は、「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」-警備(日本銀行調査統計局)、「消費税の影響を除く企業向けサービス価格指数」-建物サービス(日本銀行調査統計局)」となっており、表7と整合性が取れていません。	維持管理及び運営業務に係るサービスの対価の改定に用いる指標は表7のとおりです。括弧内は表中の該当箇所を明示しています。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1			3	6	5		事業契約の締結等	「事業者の責めに帰すべき事由」とありますが、当該事由は本協定書の第12条1項に該当する事由という理解でよろしいでしょうか。	第12条第1項の記載内容に関わらず、本市と事業者が事業契約を締結できない事由が事業者の責めに帰すべき事由であった場合に、本市から事業者に違約金を請求することになります。
2	○		3	9	2		資金調達	建設期間中にのみ金融機関から資金調達する場合について、貴市と資金調達先の金融機関とは直接協定は締結されますでしょうか。	本事業は設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価を本施設の引渡し時に一括して支払うため、金融機関との直接協定を締結する予定はありません。
3	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、事業者ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	原案のとおりとします。帰責企業へのリスク分担とするかは事業者内で調整をお願いします。
4	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。事業者の責めに帰す事由により、事業契約が解除された場合、基本協定書及び事業契約書それぞれで違約金を求めることは想定していません。